
第2次阿南市食育推進計画

～郷土の自然と食でつくる、健やかでこころ豊かなまち阿南市～

平成28年（2016年）3月

徳島県 阿南市

～ 目 次 ～

第1章	計画策定にあたって	1
【1】	計画策定の社会的背景	1
【2】	計画策定の趣旨	3
第2章	計画の概要	4
【1】	本計画の性格	4
1.	計画の位置付け	4
2.	健康増進計画との連携・調整	5
【2】	本計画の期間と体制	5
1.	計画の期間	5
2.	計画の策定体制	6
第3章	本市における食育を取り巻く現状	7
【1】	人口等の動き	7
1.	人口・世帯数の推移	7
2.	人口動態	8
3.	年齢別人口の推移	9
【2】	食生活に関する市民の実態と意識	10
1.	毎日の食事の摂取状況について	10
2.	食事のとり方について	13
3.	栄養成分表示について	14
4.	食生活について	15
5.	食事の内容について	17
【3】	小中学生の生活習慣	19
1.	就寝と起床について	19
2.	朝食について	20
3.	食生活について	21
第4章	前期計画の検証と評価	23
【1】	前期計画の検証と評価の方法	23
【2】	前期計画検証結果の概要	23
第5章	計画の基本的な考え方	32
【1】	本計画の視点	32
【2】	基本理念と基本目標	33
1.	基本理念	33
2.	基本目標	33

【3】 施策の体系 -----	35
第6章 施策の展開-----	36
【基本目標1】 健康につながる食生活を実践しよう！ -----	36
基本施策1. 健全な食生活のリズムを知る -----	36
基本施策2. バランスのとれた食事と健康づくり -----	38
基本施策3. 食に対する意識を高める-----	40
基本施策4. 噛むことの大切さを情報発信 -----	41
基本施策5. 食育推進のための体制整備 -----	43
【基本目標2】 地産地消を心がけ、食文化を継承しよう！ -----	44
基本施策1. 地産地消への理解と実践-----	44
基本施策2. 食文化や伝統食の継承と普及 -----	45
【基本目標3】 食の安全・安心についてもっと知ろう！ -----	47
基本施策1. あなん（ANAN）の食の（AN）安全・（AN）安心の推進 -	47
基本施策2. 食の安全・安心についての情報提供 -----	47
【基本目標4】 食への感謝の心を持ち、マナーも身につけよう！ -----	48
基本施策1. 食への感謝の気持ちを育み食事のマナーを学ぶ -----	48
基本施策2. 食を通じて命の大切さや感謝の心を養う -----	49
【基本目標5】 食を通じたふれあいや体験の場を広げよう！ -----	50
基本施策1. 人材育成やボランティア活動等の支援・促進 -----	50
基本施策2. 体験や交流を通じた食への理解を深める -----	51
基本施策3. 食の専門家による食育の推進 -----	52
第7章 計画の推進-----	53
【1】 食育推進のための数値目標 -----	53
【2】 計画の推進体制 -----	55
1. 庁内推進体制-----	55
2. 地域との協働による推進体制-----	55
3. 計画の進行管理 -----	55
資料編-----	56
【1】 関係団体等調査結果の概要 -----	56
【2】 平成27年度「食育月間の取組実績」 -----	62
【3】 平成27年度「食育月間以外の取組実績」 -----	64
【4】 平成27年度「食育の日普及啓発実績」 -----	65
【5】 あなん井について -----	66
【6】 阿南市健康意識調査結果（性・年齢別クロス集計） -----	67
【7】 食育基本法 -----	75

第1章 計画策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景

「食」を取り巻く環境の変化

「食」は、私たち人間が生きていくための基本であり、健全な食生活の実践は、健やかな生命を育む上で欠かせない重要なことです。

近年、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上するとともに、社会経済構造や国民の食に対する価値観など「食」をめぐる環境が変化し、食生活のあり方も多様化しています。

生活の多様化により食を取り巻く環境が変化する中、「食育」という言葉は徐々に浸透しつつあります。しかし、朝食の欠食や、一人で食べる「孤食」、家庭内でも各自が好きなものを食べる「個食」の増加など、いわゆる「こ食」と呼ばれる日常生活の食をめぐる問題や、地産地消に向けての生産者の担い手不足、あるいは食の安全性の問題など、依然として食をめぐる問題点や課題は山積しています。

さらには、食生活においてエネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養等の偏り、食習慣の乱れ、これらに起因する肥満や生活習慣病、過度の痩身や低栄養等の問題も指摘されています。

また、「日本人の食事摂取基準（2015年版）／厚生労働省」においては、高齢化の進行や糖尿病等有病者数の増加等を踏まえ、健康の保持・増進とともに、生活習慣病の発症予防と、重症化予防も重視された策定内容となりました。

食育は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための重要なテーマとして、引き続き推進していくことが求められています。

国における食育の推進

国は、食育基本法に基づき、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、その後、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」に改定、さらに平成27年度には「第3次食育推進計画」を策定しています。

この「第3次食育推進計画」では、「子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、様々な家族の状況や生活環境等、多様な暮らしに対応した食育の充実」を目指して、若い世代を中心とした食育の推進をはじめ、多様な暮らしを支える食育や健康寿命の延伸につながる食育など、5つの重点課題を掲げています。さらに、重点課題を踏まえて、7項目の基本的な取組方針を設定しています。

徳島県における食育の推進

一方、徳島県においては、平成19年に「徳島県食育推進計画」を策定し、県民運動として食育を推進し、地産地消や食農教育といった「徳島ならではの食育」活動を進展させてきました。平成28年3月には「徳島県食育推進計画（第3次）」を策定し、県民一人ひとりが、食を大切に考え、豊かな人間性を育むことを目指し、県民をはじめとして各関係機関・団体等が横断的に連携した県民運動として、さらなる食育の推進を図っています。

◆国の第3次食育推進計画の概要◆

第3次食育推進計画（平成28年度～平成32年度）の目指す姿	
子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、様々な家族の状況や生活環境等、多様な暮らしに対応した食育の充実	
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ①若い世代を中心とした食育の推進 ②多様な暮らしを支える食育の推進 ③健康寿命の延伸につながる食育の推進 ④食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑤食文化の継承に向けた食育の推進
基本的な取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 2. 食に関する感謝の念と理解 3. 食育推進運動の展開 4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 6. 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

◆徳島県食育推進計画（第3次）の概要◆

徳島県食育推進計画（第3次）（平成28年度～平成32年度）	
基本理念	食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 1. 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が自分に合った食事量や栄養バランスを理解し、若い世代の健全な食生活の実践や子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けるなど、ライフステージに応じて健康増進につながる食生活の実践力を培う取組を推進します。 2. 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心に関する幅広い情報を提供するとともに、行政や関係団体、県民等との意見交換が積極的に行えるよう施策を講じ、「食の知」の向上を目指します。 3. 食文化の継承や農林水産業への理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県の特徴を活かした農林水産業、食に関する体験を通じて、自然や農林水産業に対する理解の促進及び食に対する感謝の気持ちを育むとともに、地域に伝わる食文化の継承を図ります。 4. 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・食を通じた人と人との交流を深め、食に関する様々な経験を通じて、県民の食を大切にする意識を高め、県民運動として次世代へつなげる食育を推進していくため、関係機関が連携を強化し、サポート体制の充実を図ります。

【2】計画策定の趣旨

本市では、「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付けられる、「阿南市食育推進計画（以下「前期計画」と表記）」を平成23年3月に策定し、食育に関わる様々な施策・事業を推進しているところです。

このたび、本市では、前期計画の計画期間満了に伴い、社会的背景などを踏まえながら、前期計画を改定し、「第2次阿南市食育推進計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

本計画では、食育を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、総合的・長期的な視点で食育推進の方向性及び具体的行動指針を示し、より一層の食育の推進に取り組みます。

第2章 計画の概要

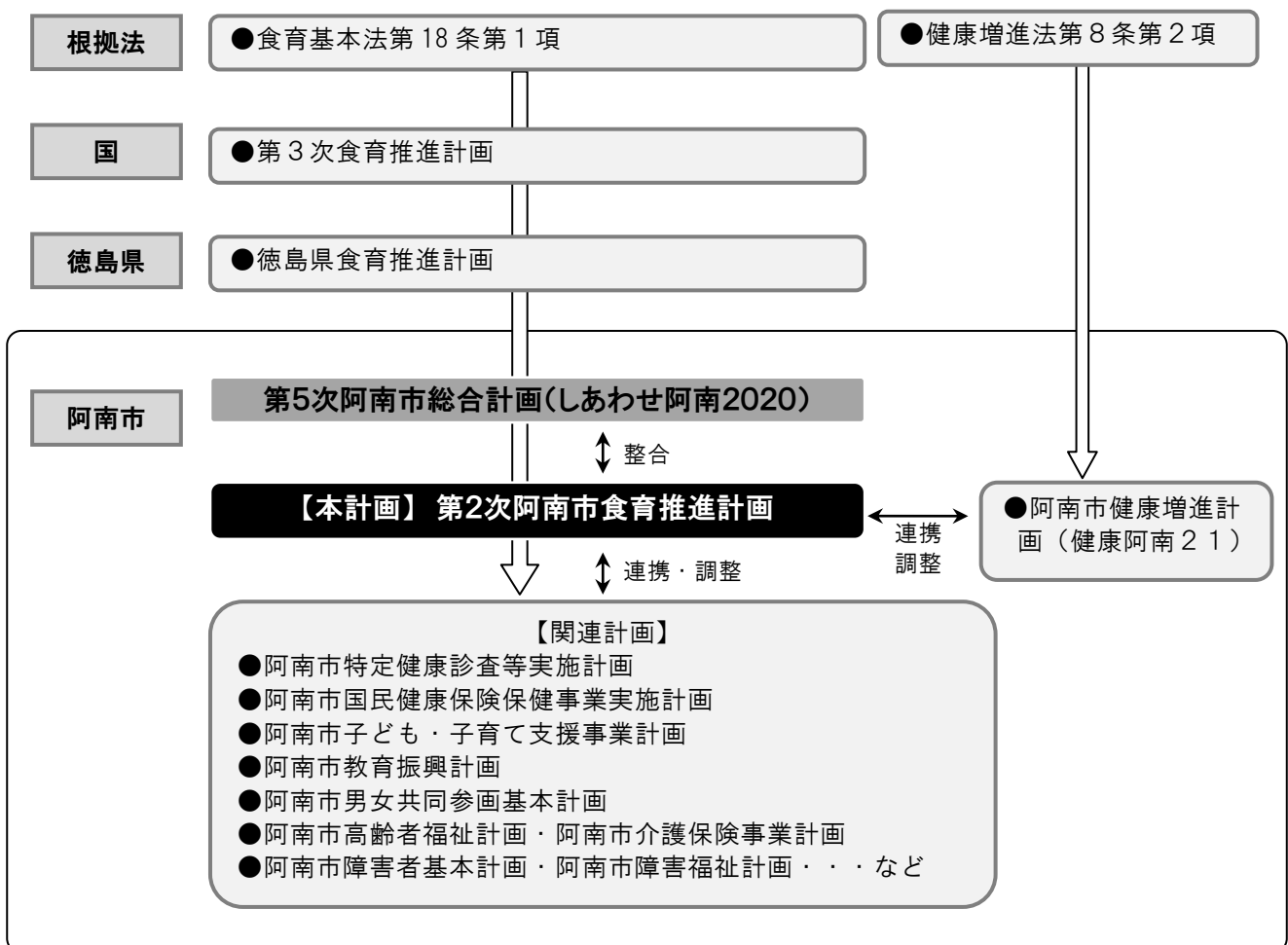
【1】本計画の性格

1. 計画の位置付け

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、食育推進に関する基本的方向を定め、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けられます。

また、本計画は国や県の計画を踏まえつつ、本市の上位計画である「第5次阿南市総合計画（しあわせ阿南2020）」をはじめ、「健康増進法」第8条第2項に基づく「阿南市健康増進計画（健康阿南21）」との連携、そして「阿南市子ども・子育て支援事業計画」など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との調整や連携を図るとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。



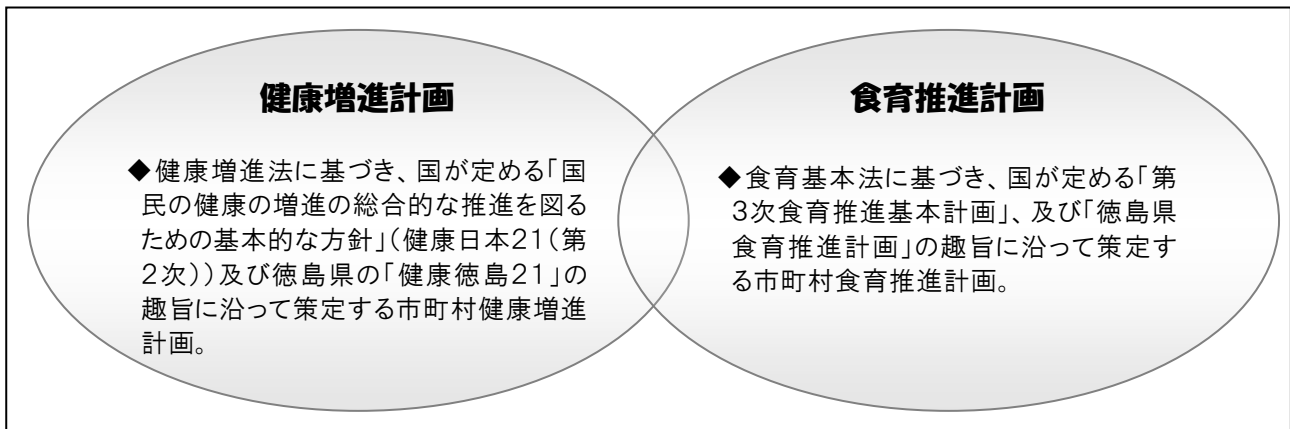
2. 健康増進計画との連携・調整

本市では、平成25年3月に「健康増進法」第8条第2項に基づく市町村健康増進計画である、「阿南市健康増進計画（健康阿南21）」（以下「健康阿南21」と表記）を策定しています。

健康阿南21では、本市の健康づくりの現状と課題を明確にし、市民の主体的な健康づくりを総合的に支援・促進することを目指し、計画に基づき、様々な健康増進施策を推進しているところです。

本計画は、特に、健康阿南21の「栄養・食生活」分野における施策と密接な関わりがあり、連携・調整を図りながら市として一体的に推進していく必要があります。

◆健康増進計画との連携・調整◆



【2】本計画の期間と体制

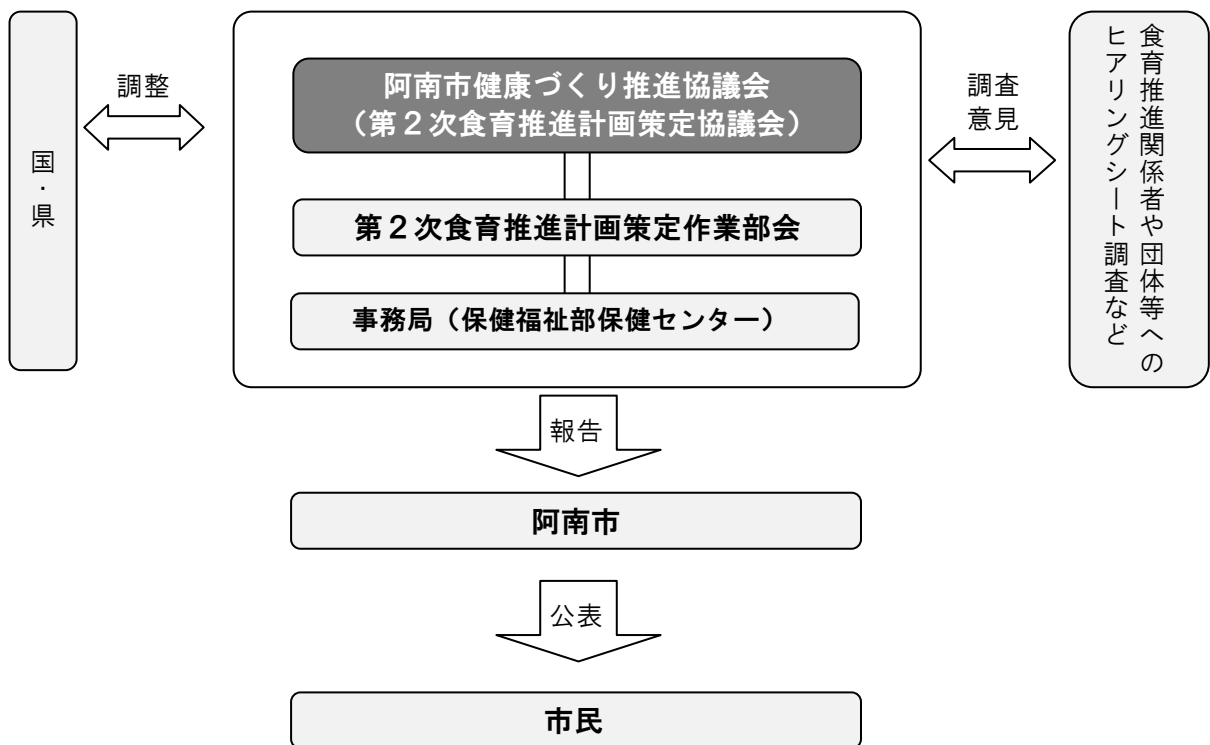
1. 計画の期間

本計画は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年を計画期間として策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
【本計画】 第2次阿南市食育推進計画	前期期間	→				
参考／阿南市健康増進計画 (健康阿南21)	現行計画期間			次期計画期間		

2. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、食育推進関係者や団体等へのヒアリングシート調査（以下「関係団体等調査」と表記）をはじめ、前期計画における事業の進捗・評価を踏まえ、全庁的な組織である「第2次食育推進計画策定作業部会」で協議、検討して原案を作りました。そして、「阿南市健康づくり推進協議会（第2次食育推進計画策定協議会）」に諮り、専門的見地から意見をいただき、さらに、パブリックコメント（市民意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。



なお、前期計画に基づき実行している様々な施策や取組については、検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めてきました。本計画は、それぞれの取組内容の検証・評価を踏まえ、策定しています。

第3章 本市における食育を取り巻く現状

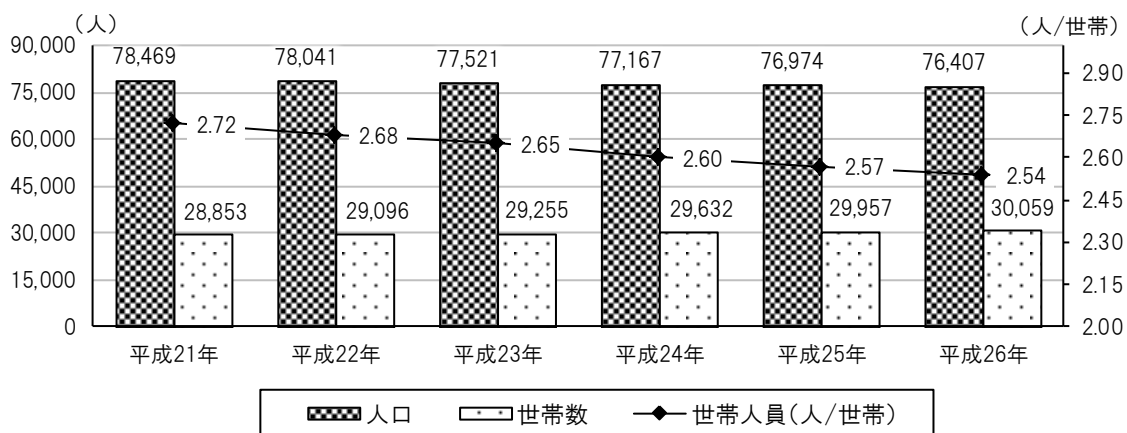
【1】人口等の動き

1. 人口・世帯数の推移

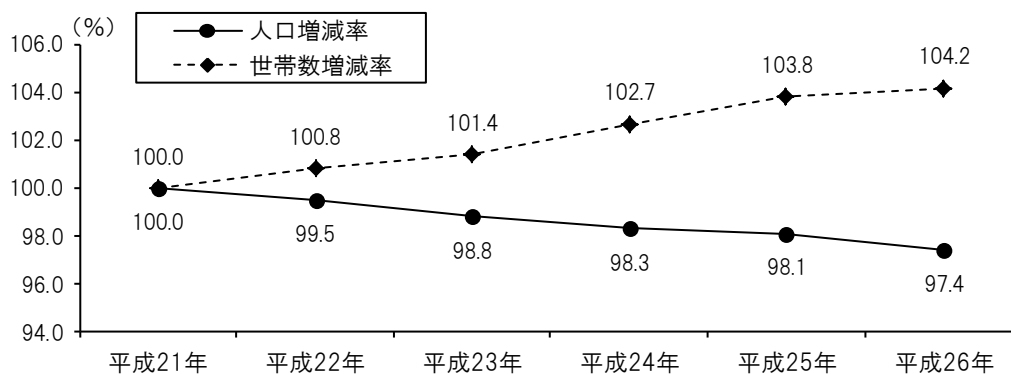
本市の人口は、平成21年の78,469人から、平成26年には76,407人と、この間で2,000人あまりの減少（平成21年を100.0とした場合97.4）となっています。

一方で、世帯数は微増傾向にあり、そのため1世帯あたりの人数を示す世帯人員は、平成21年の2.72人から平成26年で2.54人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

◆人口・世帯数の推移◆



◆人口・世帯数増減率◆



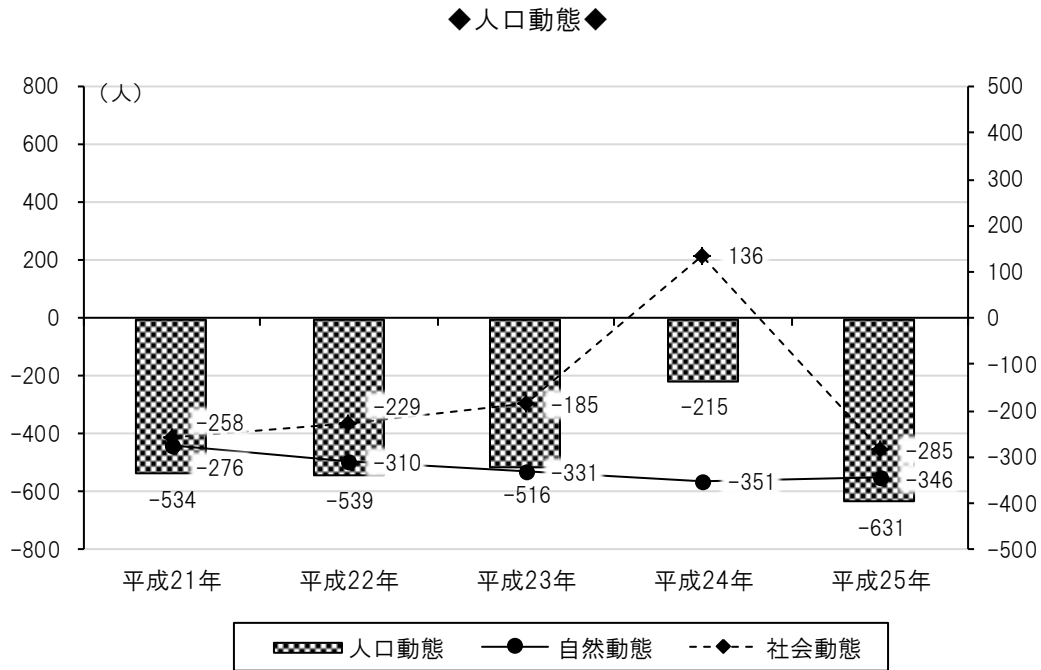
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	78,469	78,041	77,521	77,167	76,974	76,407
世帯数	28,853	29,096	29,255	29,632	29,957	30,059
世帯人員(人/世帯)	2.72	2.68	2.65	2.60	2.57	2.54
人口増減率(%)	100.0	99.5	98.8	98.3	98.1	97.4
世帯数増減率(%)	100.0	100.8	101.4	102.7	103.8	104.2

注：増減率は、平成21年を100.0とした場合の各年の割合
資料：市民生活課「住民基本台帳」(各年3月末)

2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡からみる「自然動態」は近年マイナスを示しています。つまり死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。また転入、転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回りマイナスとなっています。

平成25年では、自然動態がマイナス346人、社会動態がマイナス285人と自然減少が多く、合計631人の人口減少となっています。



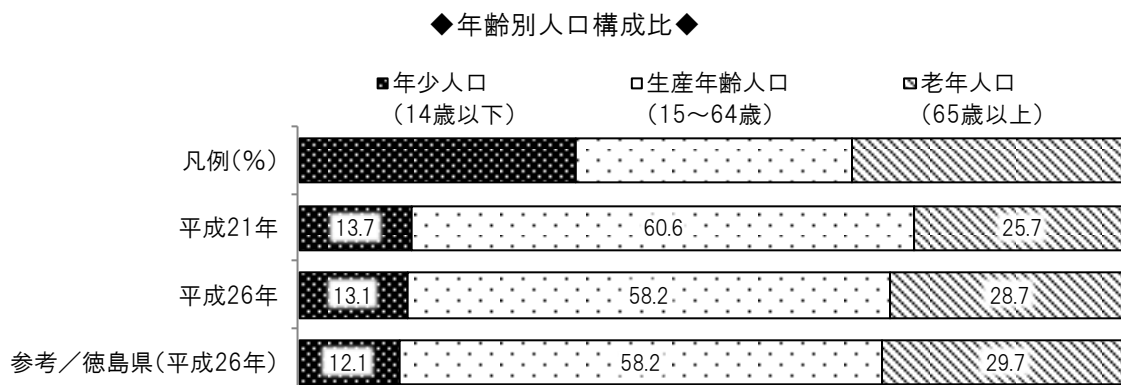
	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
平成21年	613	889	-276	2183	2441	-258	-534
平成22年	635	945	-310	1943	2172	-229	-539
平成23年	574	905	-331	1877	2062	-185	-516
平成24年	599	950	-351	2030	1894	136	-215
平成25年	579	925	-346	1752	2037	-285	-631

注:(c)=(a)-(b), (f)=(d)-(e), (g)=(c)+(f)

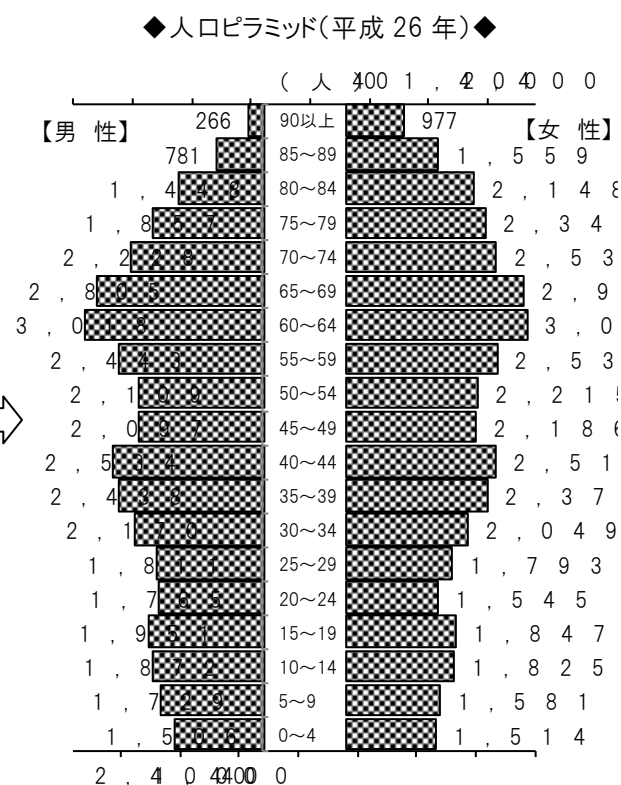
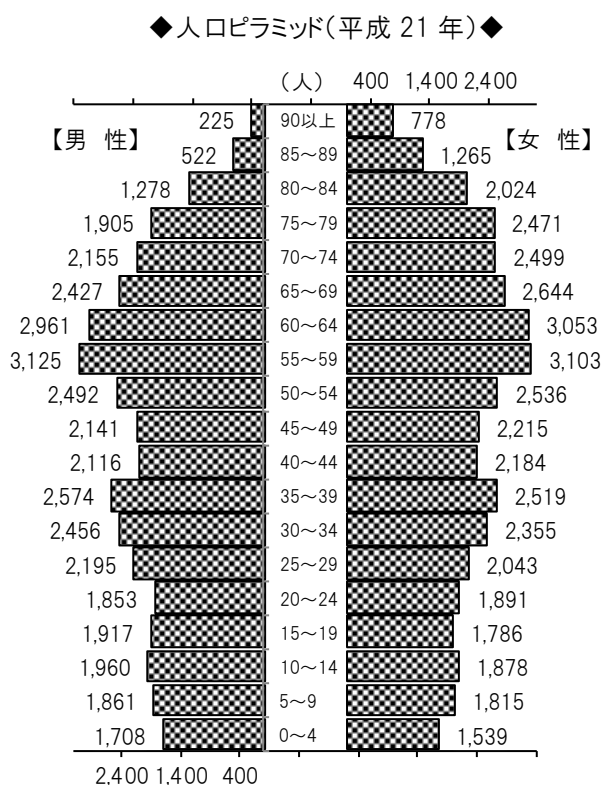
資料:企画政策課「徳島県の推計人口」(外国人を含む)、人口移動調査

3. 年齢別人口の推移

本市の年少人口（14歳以下）構成比は、平成26年で13.1%、生産年齢人口（15～64歳）は58.2%となっています。いずれも平成21年との比較では、緩やかに減少傾向にあります。一方、高齢化率（老年人口の構成比）は、平成21年時点では25.7%でしたが、平成26年では28.7%と増加傾向にあり、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。



平成26年では、60歳代前半のいわゆる「団塊の世代」は、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。次いで、その子ども世代である30歳代後半から40歳代前半のいわゆる「団塊ジュニア層」が多い傾向にありますが、本市の場合は65歳以上の人口もボリュームが多くなっています。また、高齢になるほど平均寿命の長い女性の人口が多く、男性との差が大きくなっています。



資料：市民生活課「住民基本台帳」(各年3月末)

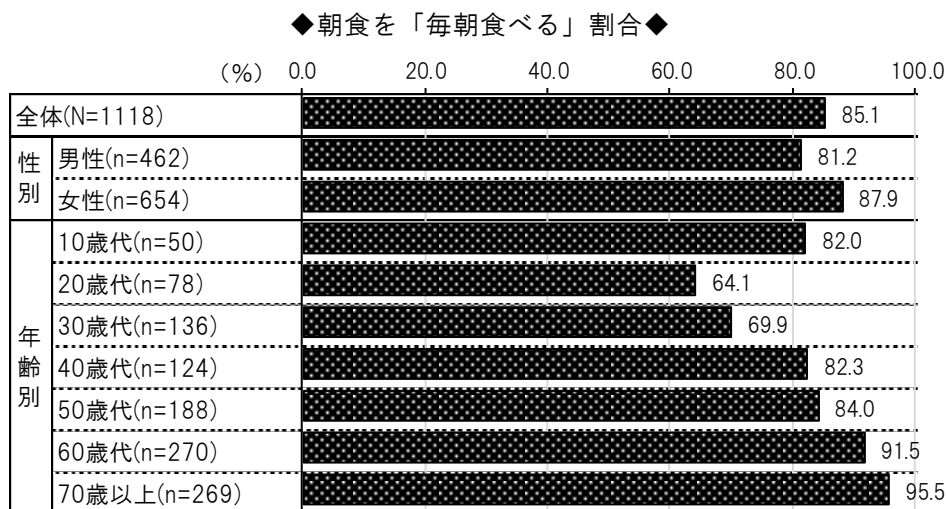
【2】食生活に関する市民の実態と意識

本市では、平成24年9月に「阿南市健康増進計画（健康阿南21）」の見直しのため、市民の健康に関する実態や意識を把握するために、「阿南市健康意識調査」を実施しました。ここでは、本計画に関連する「食生活」に係る実態と意識を一部抜粋し、あらためて整理・分析します。

1. 毎日の食事の摂取状況について

（1）朝食の摂取

毎日朝食を食べている人は85.1%で、男性が81.2%、女性は87.9%となっており、ほとんどの人が食べていることがうかがえます。しかし、年齢別でみると、60歳以上の年齢層では9割以上が毎日食べているのに対して、20歳代では6割台、30歳代では約7割と、特に若い世代で朝食を食べていない傾向が顕著にみられます。これらの年齢層への啓発の強化が必要です。



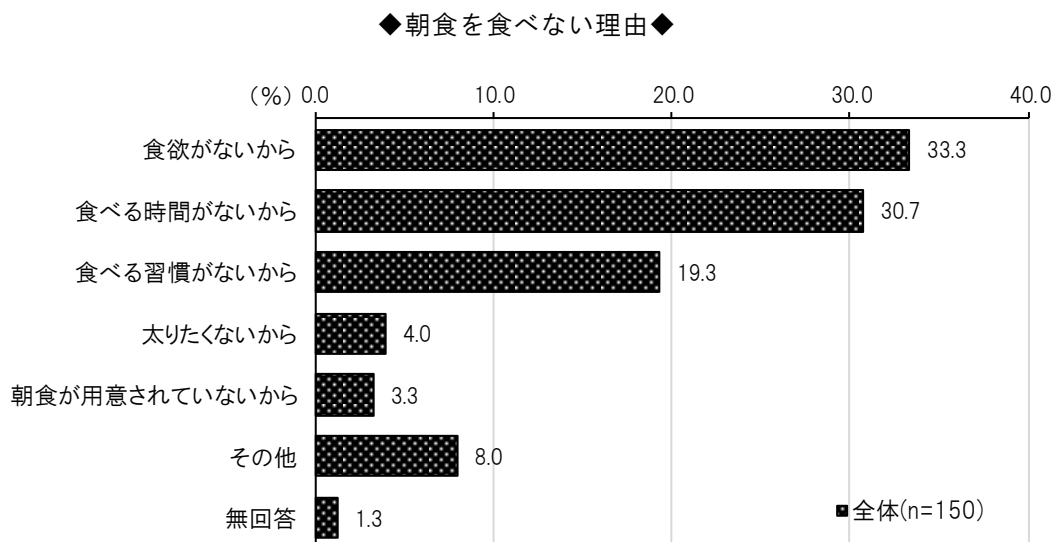
【図表等の見方について】

- (1) 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。従って、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- (2) 2つ以上の回答を可能とした(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合がある。
- (3) 数表、図表、文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)である。全標本数を示す「全体」を「N」、該当数^{*}を「n」で表記している。
- (4) 図表中における年齢別などのクロス集計結果については、該当する属性等の設問に対する無回答者(例えば、年齢別でクロス集計する場合における年齢の無回答者)を除いて表記しているため、属性ごとの基数の合計と全体の基数は同じにならない場合がある。

^{*}(例)問Aで1と回答した人のみが、問Bを答える場合の問Bの基数、あるいはクロス集計における「男性」や「30歳代」・・・など、限定された回答者数

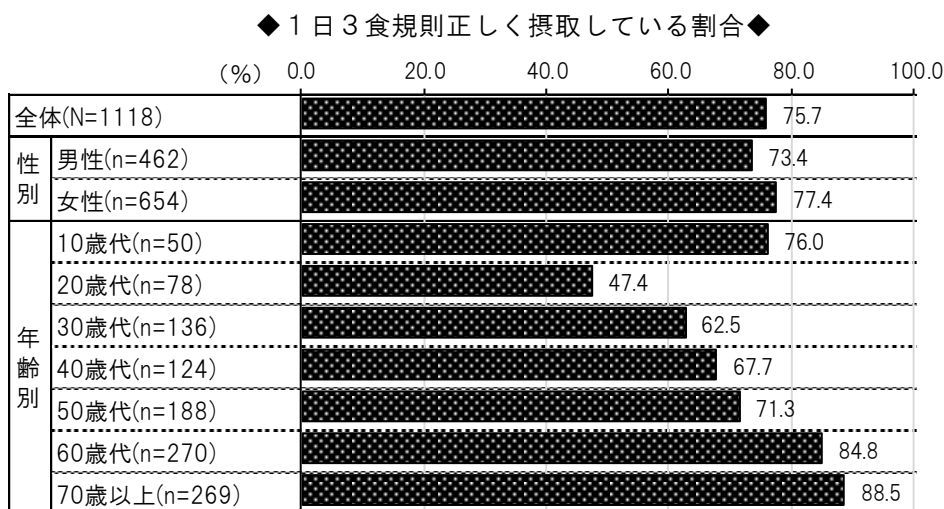
(2) 朝食を食べない理由

朝食を食べていない理由としては、「食欲がないから」が最も多く、ほぼ並んで「食べる時間がないから」が続き、両者が主な理由となっています。また、「食べる習慣がないから」も2割程度みられることから、「習慣化」に向けた啓発などの取組が重要です。



(3) 1日3食規則正しい摂取

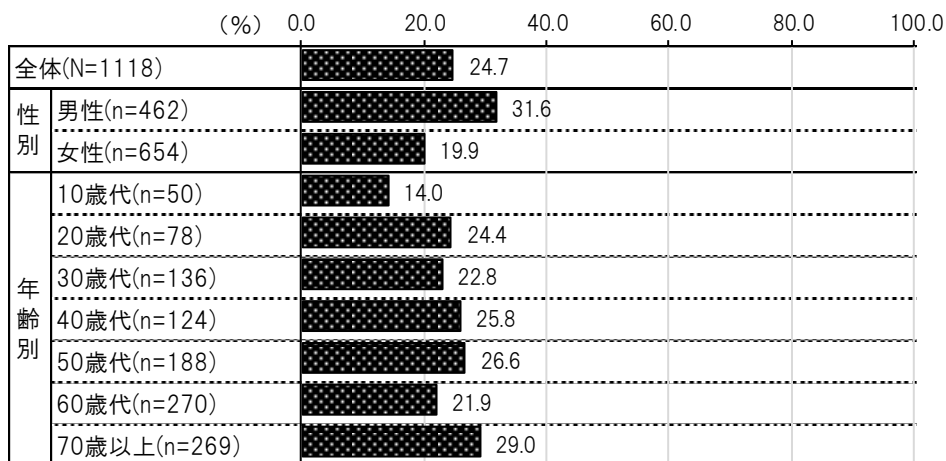
朝・昼・夜の3食規則正しく食べている割合は、75.7%で、年齢が上がるほど規則正しく食べている傾向にあります。特に、60歳以上の年齢層では8割を超えているものの、20歳代では4割台と、年齢による差が顕著にみられます。



(4) 就寝前の食事の摂取状況

就寝前の2時間以内に食事をするのが、「週3回以上ある」という割合は 24.7%と、ほぼ4人に1人の割合となっています。特に、男性や20歳代以上、特に70歳以上に多くみられます。

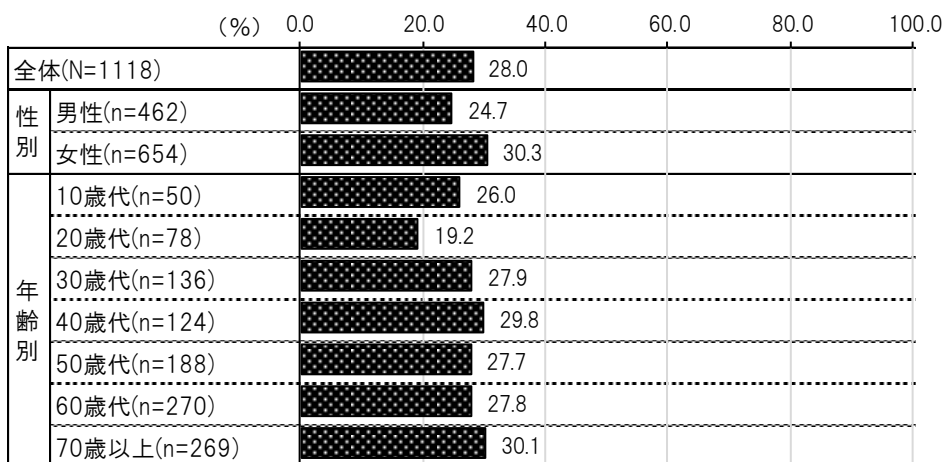
◆週3回以上就寝前2時間以内に食事をする割合◆



(5) 栄養バランスを考えた食事について

栄養バランスを「考えて食事をしている」と回答した人は、28.0%ですが、男性に比べ女性で高くなっています。年齢別では20歳代で最も低くなっています。

◆栄養バランスを「考えて食事をしている」割合◆

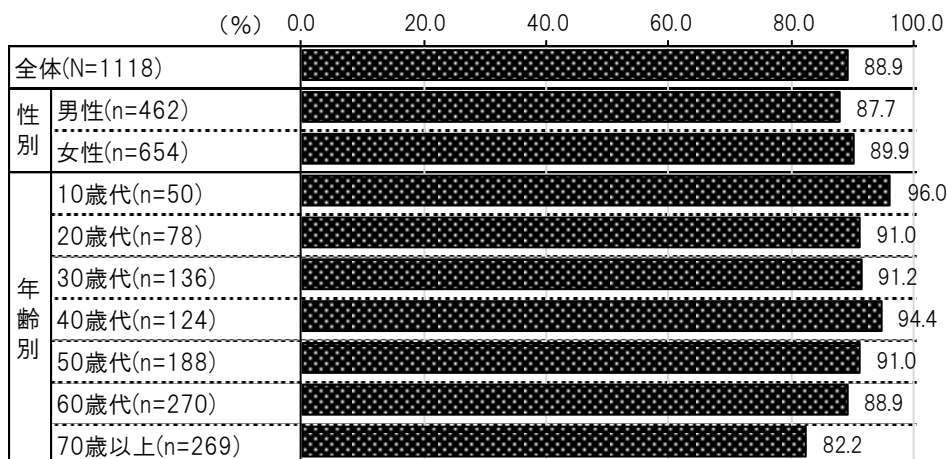


2. 食事のとり方について

(1) 共食について

大半の人が「1日に最低1食は食事を共にする家族や友人がいる」と回答しており、性別や年齢によっても大きな差は目立ちません。しかし、加齢に伴って、その割合は緩やかに減少します。少子高齢化が進行する本市においては、今後、注視すべき点であるとも言えます。

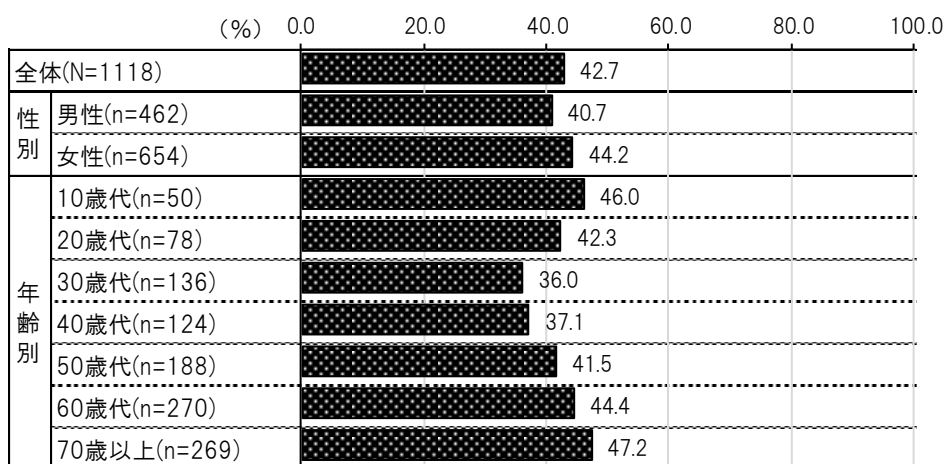
◆ 1日に最低1食は食事を共にする家族や友人がいる割合 ◆



(2) 食事にかかる時間

「1日に最低1食は30分以上かけて食事する」と回答した人は42.7%となっています。特に、30歳代から40歳代の年齢層で、その割合が低いことが目立っています。

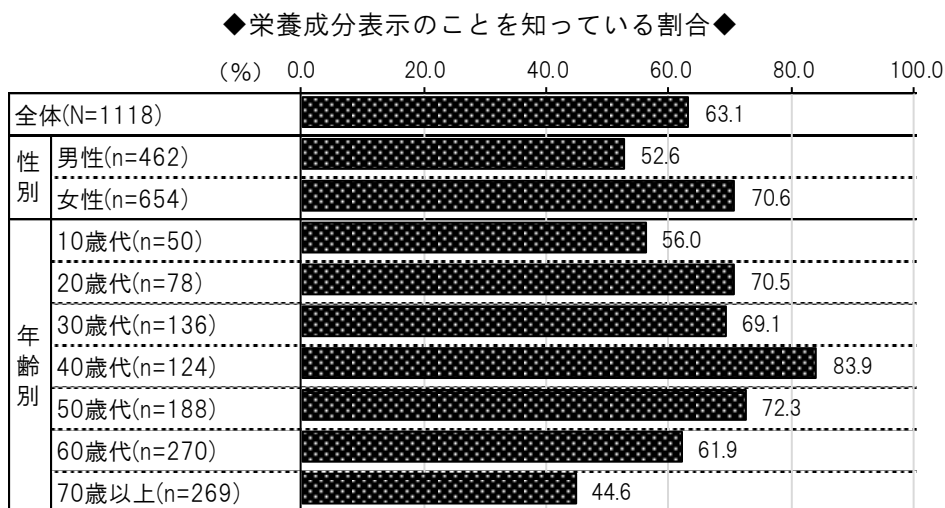
◆ 1日に最低1食は30分以上かけて食事する割合 ◆



3. 栄養成分表示について

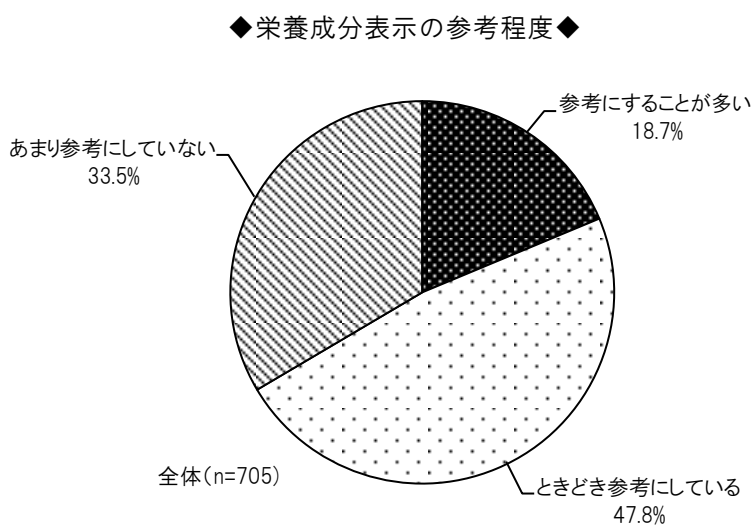
(1) 栄養成分表示の認知

外食や食品を買う時に、栄養成分表示がなされていることがあります。このことを知っている人は6割以上を占めて、おおむね認知されています。しかし、その割合は、特に女性で高く、男性との差が大きくなっています。また、40歳代で最も高く、70歳以上で最も低いなど、年齢による差が目立っています。



(2) 栄養成分表示の参考程度

外食をするときや食品を買う時に、栄養成分表示の参考にしている人は「参考にすることが多い」が18.7%、「ときどき参考にしている」が47.8%で、合計で6割以上(66.5%)みられます。

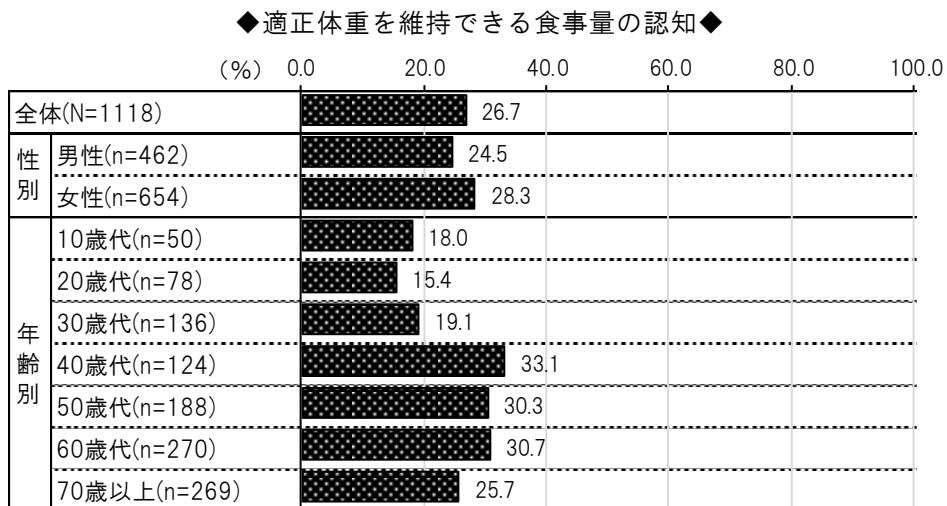


4. 食生活について

(1) 適正体重を維持できる食事量の認知

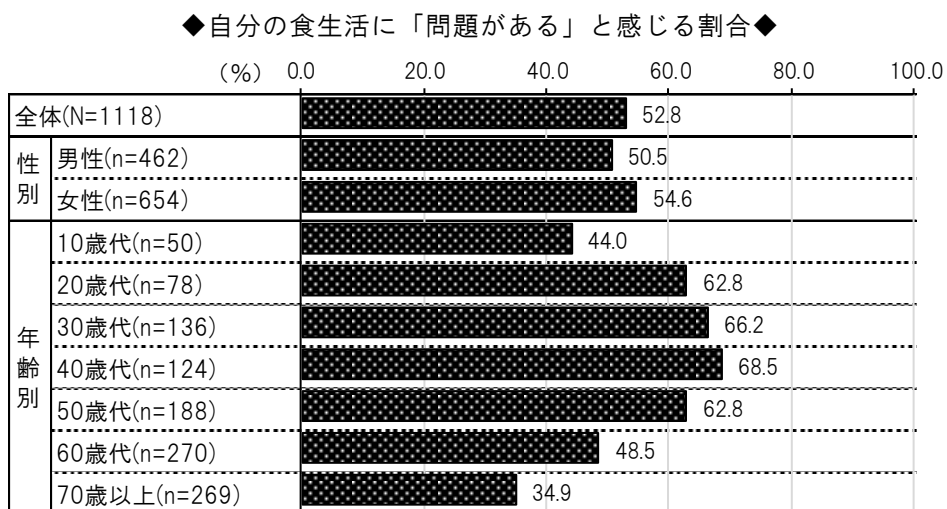
適正体重を維持するための食事量を「知っている」人は、おおむね4人に1人(26.7%)の割合となっています。

性別では大きな差は目立ちませんが、年齢別では40歳代以上で高い傾向にあります。



(2) 自分の食生活について

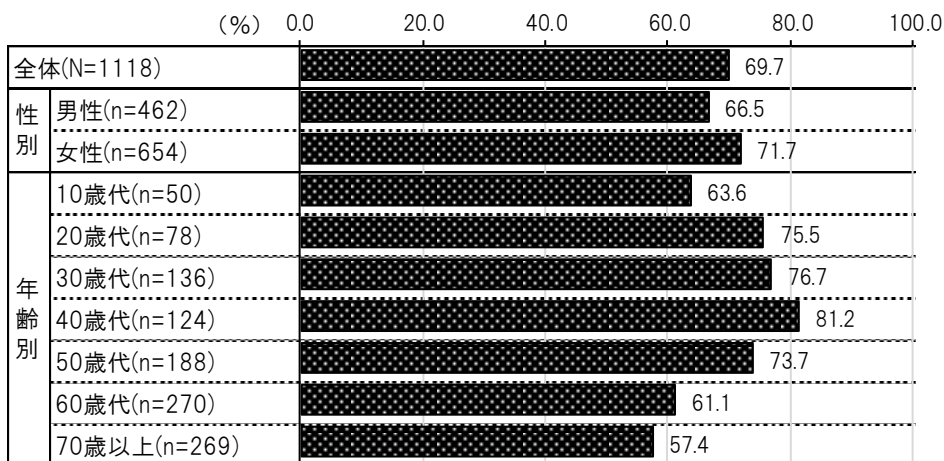
自分の食生活に「問題がある」と感じている割合は52.8%と過半数を占めています。性別では女性で、年齢別では20~50歳代の幅広い年齢層で「問題がある」と感じている割合が高くなっています。



(3) 今後の食生活について

自分の食生活について、今後「今より良くしたい」と思う割合は 69.7%と約7割を占めています。性別では女性で、年齢別では特に 40 歳代で「今より良くしたい」と感じている割合が高くなっています。

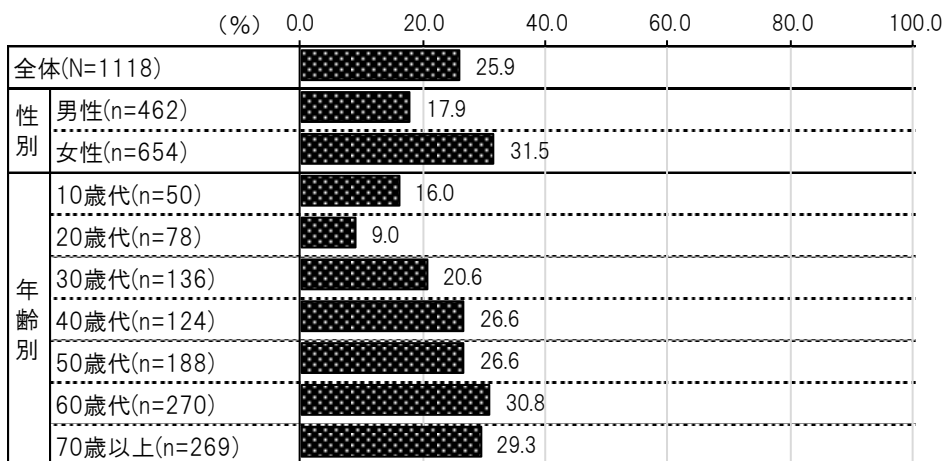
◆今後の食生活を「今より良くしたい」と感じる割合◆



(4) 健康や栄養に関する催しへの参加状況

地域や職場の健康や栄養に関する催しに参加したことがある人は 25.9%と、ほぼ4人に1人の割合となっています。参加経験者は、特に女性に多くみられますが、10~20 歳代の若年層の参加が少ない傾向がみられます。

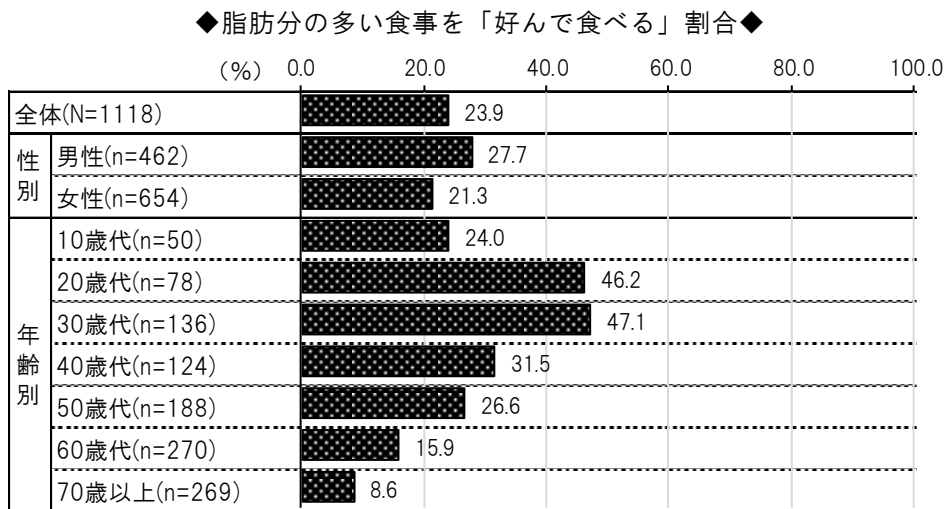
◆健康や栄養に関する催しへ「参加している」「参加したことがある」合計の回答割合◆



5. 食事の内容について

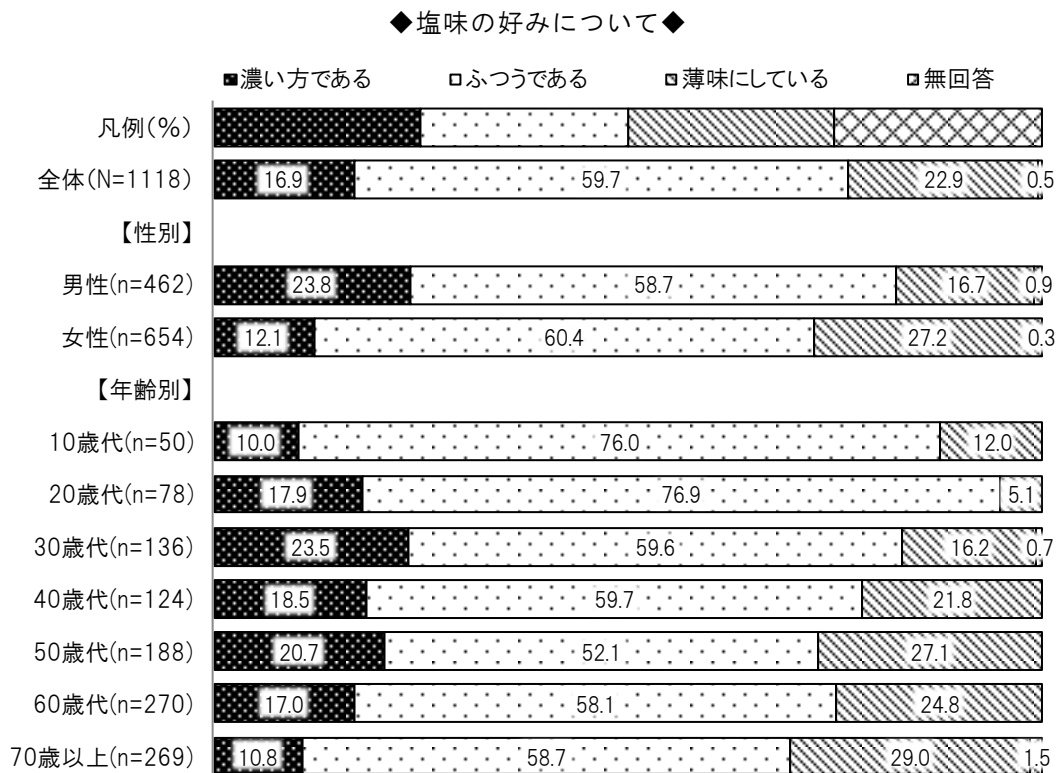
(1) 脂肪分の多い食事について

脂肪分の多い食事の摂取については、特に 20～30 歳代で突出して多いことが特徴です。



(2) 塩味の好みについて

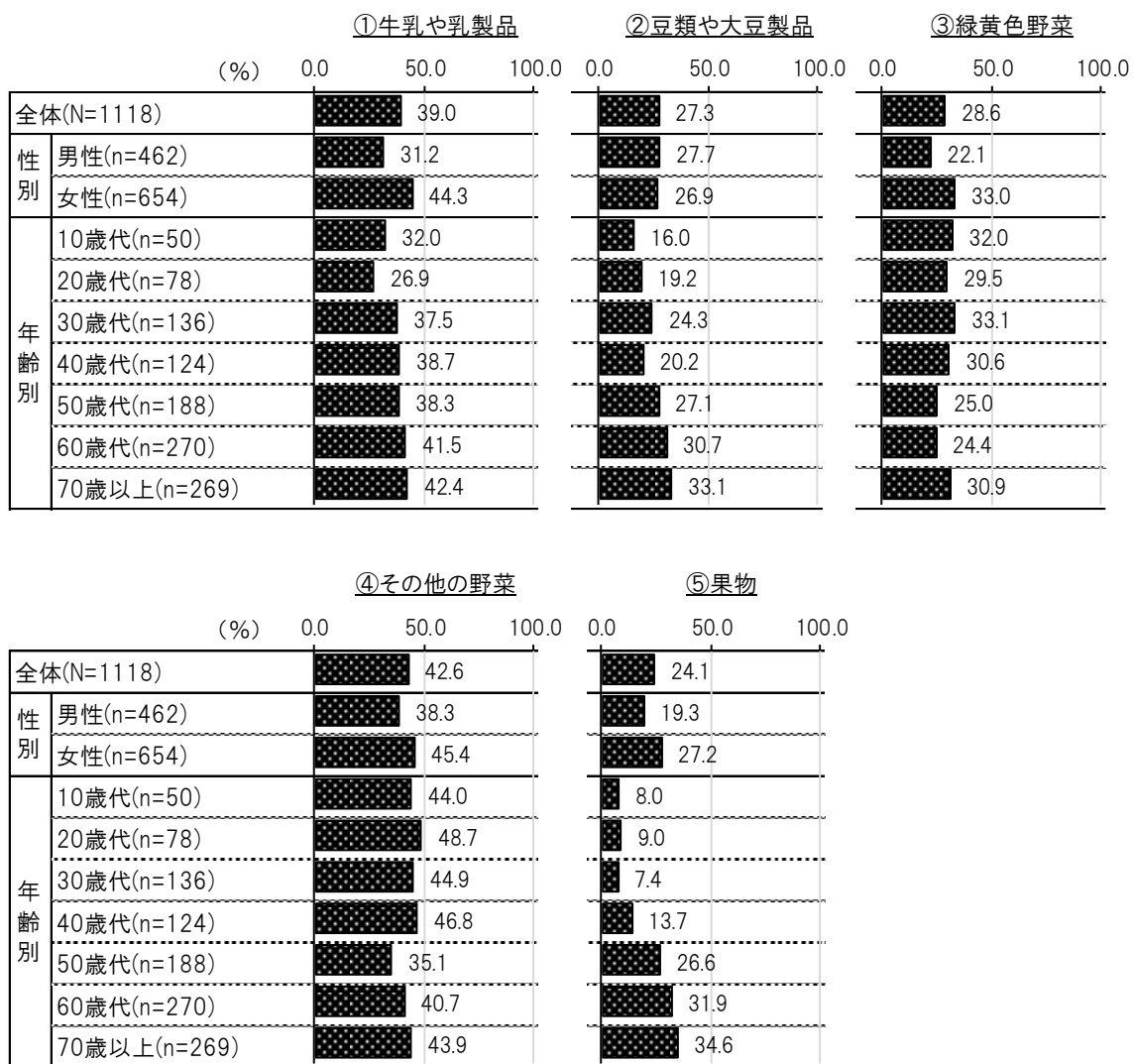
塩味の好みについては、男性や 30 歳代では「濃い方である」の割合が高く、女性や年齢が高い層ほど「薄味にしている」の割合が高い傾向にあり、性別や年齢によって顕著な差がみられます。



(3) 製品別摂取状況

製品別摂取状況について、「ほぼ毎日とる」と回答した人の割合は次のとおりです。①牛乳や乳製品は、特に女性や年齢が上がるほど多くみられ、③緑黄色野菜については若い年齢層ほど多い傾向にあります。また、⑤果物は50歳以上では年齢が上がるほど多くなりますが、食べる人が少ない若年層との差が顕著にみられます。

◆製品別摂取状況「ほぼ毎日とる」割合◆



【3】小中学生の生活習慣

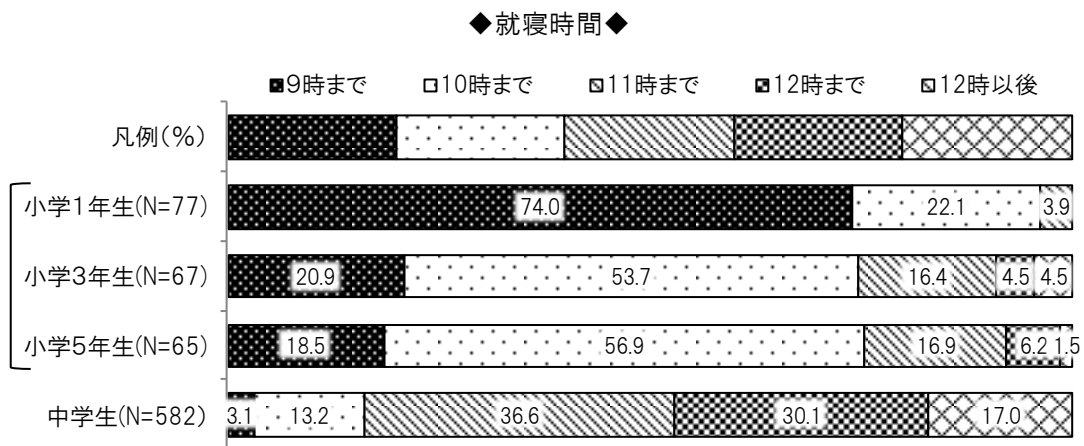
本市では、児童や生徒の健康や食生活に関する実態や意識を調査し、より良い生活習慣指導等に資するため、平成26年9月に小学校1年生・3年生・5年生及び中学生を対象とした「生活習慣に関するアンケート調査」を実施しました。

以下に、主な結果の概要を整理・分析します。

1. 就寝と起床について

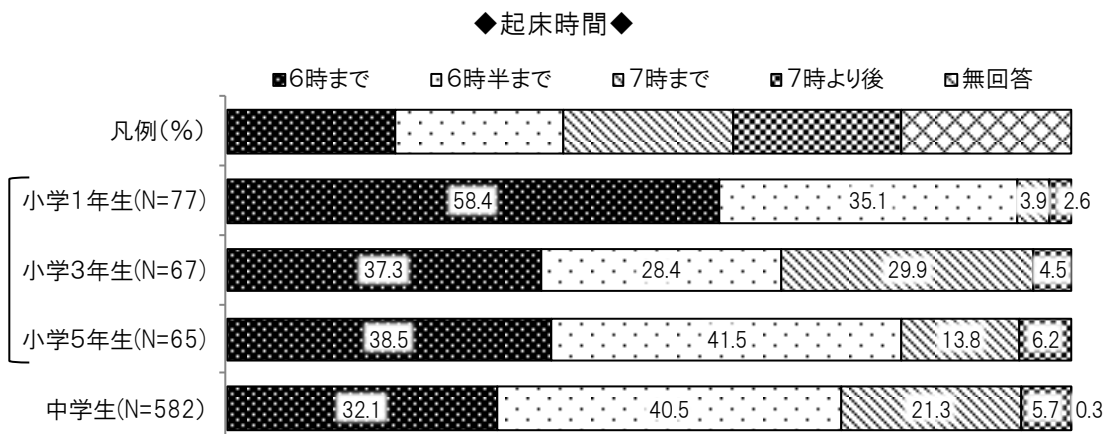
(1) 就寝時間

就寝時間は、小学1年生の場合は「9時まで」が大半を占めますが、3～5年生では「10時まで」が主流となります。中学生になると「10時～11時まで」と「11時～12時まで」の合計で全体の7割近く（66.7%）を占めています。



(2) 起床時間

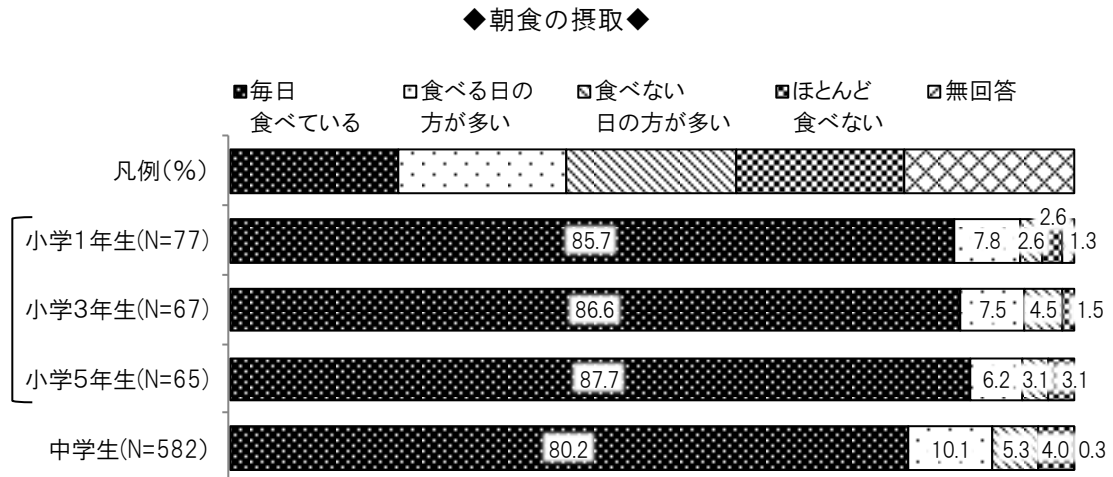
起床時間は、小学1年生の場合は「6時まで」が過半数を占めますが、5年生及び中学生では「6時半まで」が多くなります。



2. 朝食について

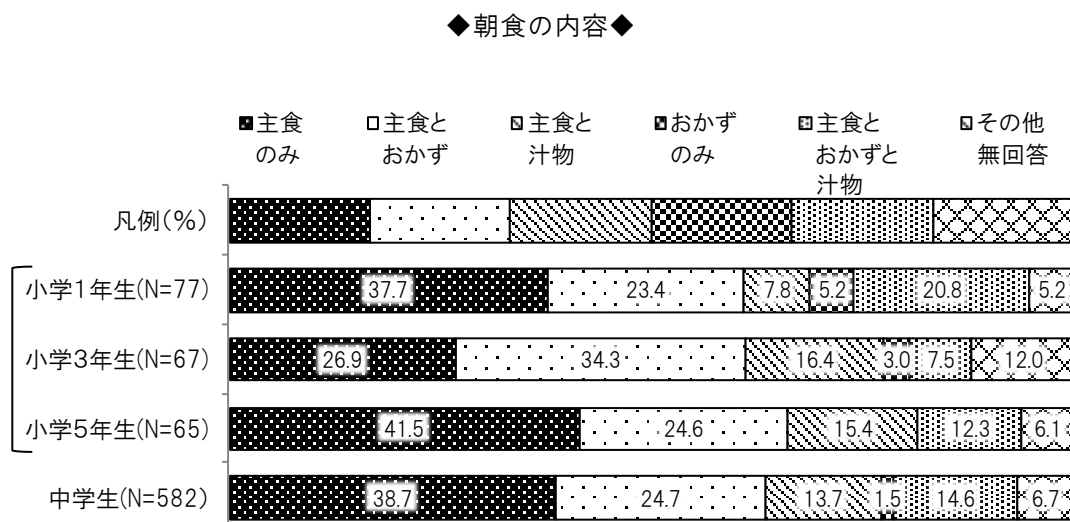
(1) 朝食の摂取

朝食は、小中学生各学年ともに大半が食べていますが、中学生では、小学生に比べて「食べない」生徒もやや多くなっています。



(2) 朝食の内容

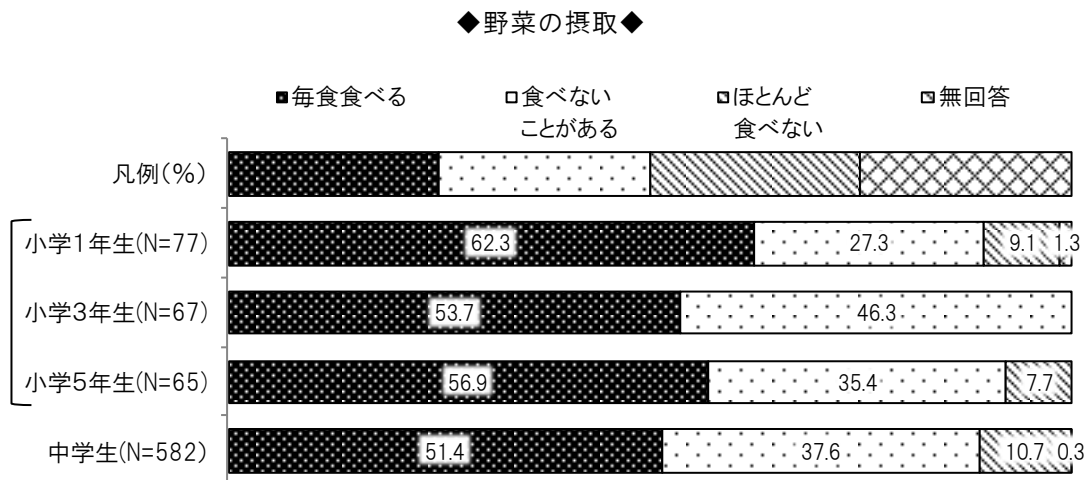
朝食の内容については、小学3年生で「主食とおかず」の割合が、他の学年に比べやや多くなっていますが、各学年ともに「主食のみ」と「主食とおかず」が中心となっています。小学1年生では、他の学年に比べ「主食とおかずと汁物」も多くなっています。



3. 食生活について

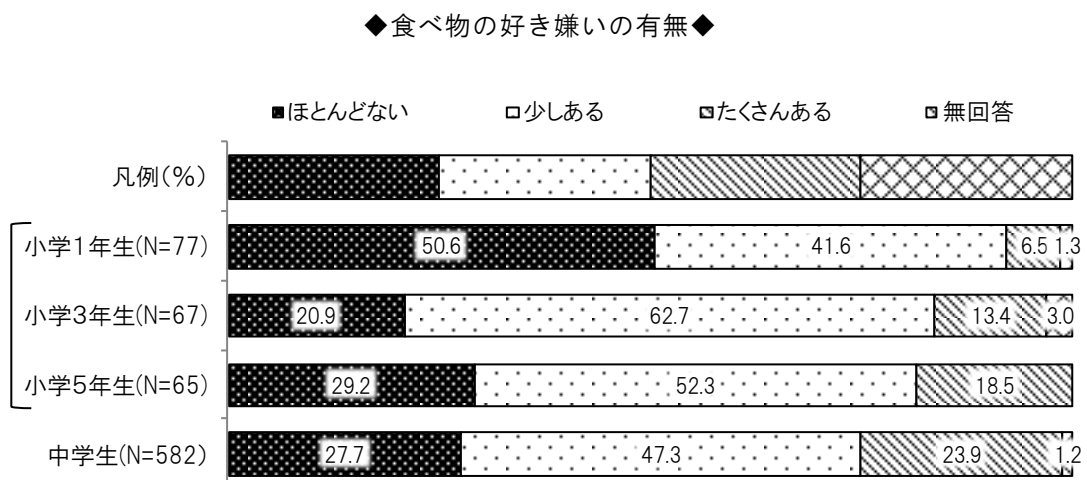
(1) 野菜の摂取

野菜の摂取については、小中学生各学年ともに「毎食食べる」が過半数を占めており、特に小学1年生で多くなっています。小学3年生では「食べないことがある」も多くなっています。



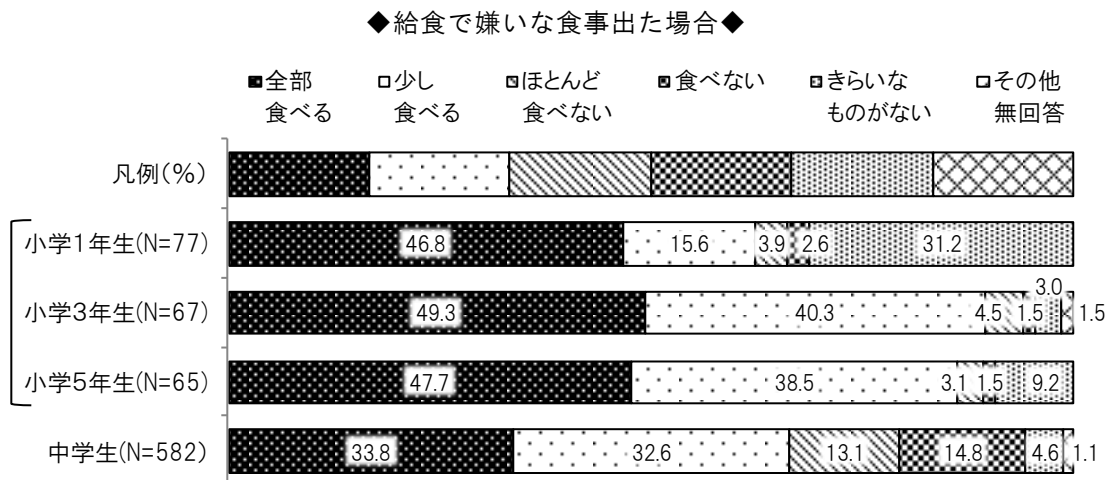
(2) 食べ物の好き嫌いについて

食べ物の好き嫌いについては、小学1年生は「ほとんどない」が過半数を占めますが、小学3年生では、他の学年に比べ「少しある」が6割を占め多くなっています。また、学年が上がるほど「たくさんある」が増える傾向にあり、特に、中学生ではおよそ4人に1人の割合となっています。



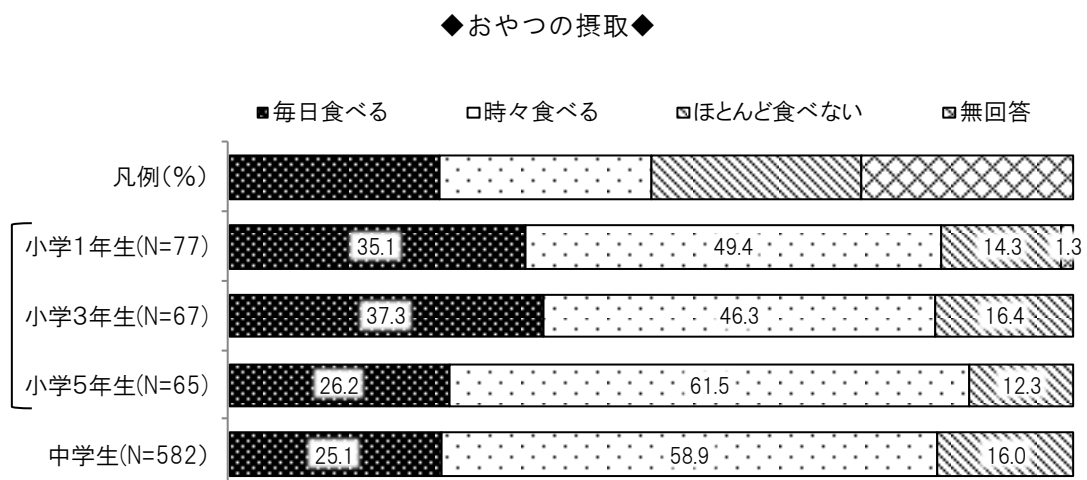
(3) 給食で嫌いな食事出た場合

給食で嫌いな食事出た場合については、小学生の場合、各学年ともに「全部食べる」が最も多くなっていますが、3年生以上になると「少し食べる」も増える傾向にあります。中学生では、小学生に比べて「食べない」生徒が多くなっています。



(4) おやつ摂取

おやつについては、小学生の低学年は「毎日食べる」児童が多くなっています。小学5年生以上になると「時々食べる」が主流となります。



第4章 前期計画の検証と評価

【1】前期計画の検証と評価の方法

食育推進計画の事業分野は、単に周知・啓発活動にとどまらず、学校教育や保健・福祉部門、子育て支援、生涯学習部門など、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、前期計画に基づき実行している施策や事業について、個別に点検や評価を行っています。事業として多数に及び取組を、それぞれ所轄する担当課において、その進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出します。そして、その後の取組に反映させることとしています。

【2】前期計画検証結果の概要

本計画は、これらの事業課題等を踏まえて策定しており、以下に、前期計画における取組内容の検証結果を概括します。

検証結果の概括は、前期計画の施策体系に掲げる分野ごとに取りまとめています。

【基本目標1】健全な食生活を実践できる力の育成

基本施策	1. 楽しい食生活のための基礎づくりの推進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none">・給食だよりを通じて「食育月間（毎年6月）※¹」や「食育の日（毎月19日）※²」を啓発した。・家庭と保育所で食事状況についての情報共有や、食育について保護者へ情報提供した。・保育と連携し給食を通じて、食事マナーなどが身につくような保育に努めた。・乳幼児の食に関する情報提供に努めた。・食物アレルギーの児童に対しては、保護者と連絡を密にとり、除去食や代替食で対応した。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもと一緒に食事をする大切さを伝え、食育への啓発を行った。・給食だよりや保健だよりの発行や、給食試食会での啓発を行った。・給食時間を活用し、よりよい食事マナーの習得を目指した。

※1【食育月間】毎年6月。関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るとして、「食育推進基本計画」により定められた。

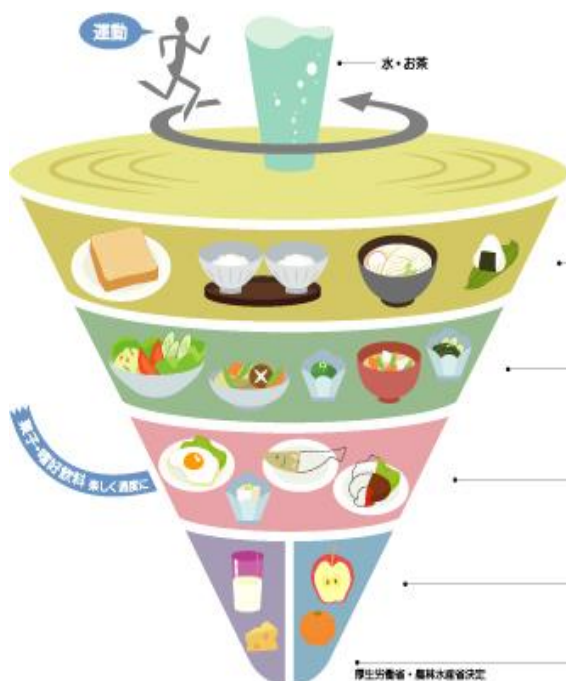
※2【食育の日】毎月19日。「食育の日」は、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本計画」により定められた。

基本施策	1. 楽しい食生活のための基礎づくりの推進
取組の概要	<p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食育の日（毎月19日）」や「家庭の日（毎月第1日曜日）※1」の普及を目指し、家族と一緒に食事をする機会を増やすことなどを啓発した。 ・乳幼児健康診査等を通じて、家族そろって食べることの大切さを保護者に伝えた。 ・出産・子育てに必要な丈夫な体づくりを促進するために、「妊産婦のための食事バランスガイド」の普及を図った。 ・母乳育児の促進などを提示した「授乳・離乳の支援ガイド」を普及させることで、妊娠中から離乳食の開始以降に至るまで、継続的に一貫した支援を行った。 ・乳幼児健康診査等の機会に、乳・幼児の成長過程に応じた生活習慣の基礎づくりを促進した。 ・特定保健指導やがん検診等の機会を通じて、食や家族みんなで食べる事の大切さを説明した。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「家庭の日」は啓発の機会が少ないことが現状としてある。但し、啓発については、家庭環境への配慮が必要である。 ●「食育の日」の普及については、定期的な啓発活動を実施していけるよう、食生活改善推進員（以下「ヘルスマイト※2」と表記）等関係者との連携を強化する必要がある。

※1【家庭の日】毎月第1日曜日。徳島県と青少年育成徳島県民会議により制定された。

※2【ヘルスマイト】食生活改善推進員の愛称

◆食事バランスガイド◆



食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分	料理例
5-7 主食 <small>つ(80V)</small> ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん(盛り)1杯、おこし1杯、餅(心)1巻、ロールパン2個 15つ分 = ごはん(盛り)1杯、おこし1杯、うどん1杯、もみぢ1杯、スライスライオン
5-6 副菜 <small>つ(80V)</small> 野菜料理3皿程度	1つ分 = 味噌汁、お豆腐、お肉、お魚、お野菜、おきのこ、お海藻料理 2つ分 = 味噌汁、お豆腐、お肉、お魚、お野菜、おきのこ、お海藻料理
3-5 主菜 <small>つ(80V)</small> 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 肉、魚、卵、大豆料理 2つ分 = 肉、魚、卵、大豆料理 3つ分 = 肉、魚、卵、大豆料理
2 牛乳・乳製品 <small>つ(80V)</small> 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳、ヨーグルト、チーズ、アイス、ソフトクリーム、アイスキャンディー 2つ分 = 牛乳、ヨーグルト
2 果物 <small>つ(80V)</small> みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個、りんご1個、バナナ1本、葡萄1房、いちご1房、りんご1個、バナナ1本、葡萄1房、いちご1房

資料：厚生労働省

基本施策	2. 食に関する基礎の理解の推進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭で栽培・収穫した野菜等は、給食やクッキングに使用し、子どもたちの食への関心を高めた。 ・保育所給食に旬の食材を使用し、食事への関心を高めた。行事食や伝統食を取り入れることによって、保育との連携を図った。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい食事をとることやバランスの良い食事の大切さを指導・啓発した。 ・肥満傾向の生徒への個別指導や受診勧奨を行い、健康相談を実施した。 ・園で野菜栽培や収穫等の体験活動を進めた。 ・子どもが育てた野菜を給食や調理実習に使用した。 ・給食に地場産物を積極的に取り入れ、ワンポイント指導を実施した。 ・試食会で学校給食の概要を示し、安全な給食づくりを目指していることを説明した。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●食べるという行為が、命を育む営みとつながっているということについて、理解を促進する必要がある。 ●授業等を通じた、農業体験等の様々な体験活動の充実が必要である。

基本施策	3. 健全な食生活を実践する力の育成
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを整えるため、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践を啓発した。 ・給食の献立に伝統食や行事食を取り入れることや、食材を3色の食品群に分けて掲示した。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病と食事や運動の関係について、保健学習を実施した。 ・生活習慣の見直しと改善を意識させる教材等を作成し、指導した。 ・睡眠に関するアンケートを実施し、啓発と指導を行った。 ・学校給食を活用し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進した。 ・養護教諭と栄養教諭が関わり、参観日や授業で食に関する指導を行った。

基本施策	3. 健全な食生活を実践する力の育成
取組の概要	<p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会、学校、家庭が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を進めることで、心身ともに健康な子どもたちの育成を目指した。 ・ヘルスマイトによる「おやこの食育教室」を毎年一回開催している。
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を継続して進め、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域社会が一体となって、心身ともに健康な子どもたちの育成を目指す必要がある。 ●学校では、生活リズムの確立に向けた指導や健康教育を継続して進める必要がある。 ●「食育教室」に参加してくれた人の満足度は高いが、より一層の集客に向けて、普段からの声掛けや定期的な交流等、参加しやすい雰囲気づくりをヘルスマイト等と協働して図る必要がある。

【基本目標2】生涯にわたっての健康な食生活の推進

基本施策	1. バランスのとれた食生活づくり
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の献立に和食を増やし、日本型食生活が健康につながることや、毎月の給食献立表に食に関する情報等を掲載し、保護者に対して啓発した。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園だより等を通じて、バランスのよい日本型食生活の普及に努めた。 ・家庭科において日本型食生活のよさを指導した。 <p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業におけるあらゆる機会を利用して正確な情報を提供した。 ・食生活や運動の指導により、メタボリックシンドロームの予防や啓発活動を行った。 ・特定保健指導を通じて、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍の減少を目指した。 ・健康教育や健康相談等を通じて、正しい知識が持てるよう情報を提供した。 ・「ザ・男の料理教室」として毎年1回、健康チェック・健康講話を取り入れた料理教室を開催した。

<p>取組の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 講座や健康教育、パンフレットの活用等で、正しい食情報について、啓発した。 • ヘルスマイトの活発な協力により、正しい食情報の提供を行った。 • 毎年市内3か所で、野菜をたくさん使ったヘルシーでバランスのとれた料理教室を開催した。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 成人大学講座の中で、毎年1回「高齢期の食生活」として、料理教室を開催するとともに、健康講話を行い、食情報の提供を行った。 <p>【介護・ながいき課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 阿南高齢者お世話センターによる「男の料理教室」を開催した。 • 家族介護者交流会や居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に、「摂取・嚥下について」の研修を行った。 <p>【保険年金課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国保加入者の人間ドックの対象者を30歳以上として、若い世代から健診を受けられる機会とした。
<p>点検・評価結果から見た今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者等への食育情報の提供については、一部の保育所だけでなく、すべての保育所での実施が課題である。 ● 「食事バランスガイド」だけでなく、子どもにもわかりやすいように、食品の3色分け等も活用して、栄養バランスの良い食事について啓発する必要がある。 ● 「食事バランスガイド」は、ヘルスマイト養成講座や妊婦など、現状では使用範囲が狭いため、より幅広い普及が課題である。 ● 3つのお皿（主食・主菜・副菜）を基本としながら、「食事バランスガイド」も適宜交えながら啓発活動をしていく必要がある。



基本施策	2. 歯の健康づくりと噛ミング30の推進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所で年2回の歯科検診や歯みがき指導を行った。 ・給食の時間によく噛んで味わって食べるように啓発した。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園では、昼食後の歯磨きやブクブクうがいを指導し、「8020運動」を推進した。 ・学校歯科医や歯科衛生士による、歯と口の健康について指導をした。 ・よく噛むことの効果を伝え、一口30回以上噛むことを推進した。 <p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一口30回以上噛むことを目標とする「噛ミング30」を推進した。 ・歯周疾患検診を通じて、早期発見と、80歳になっても20本の歯を保てるよう正しい知識の普及に取り組んだ。 ・2歳児、4歳児にフッ素塗布を行い、9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科衛生士による口腔衛生指導を行った。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●よく噛んで食べることで、肥満予防にもつながることを、引き続き啓発する必要がある。 ●歯肉に問題がある生徒が増加しており、効果的なブラッシング指導の必要がある。

【基本目標3】郷土の食への理解と食文化の継承

基本施策	1. 食への感謝と食に関わる知識・理解の促進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食時には、「いただきます」「ごちそうさま」等の挨拶をすることで、食の大切さや、感謝の気持ちを育むよう努めた。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南部県民局と連携し「お魚料理教室」を実施した。 学校園において、農作物の栽培や収穫、試食等を実施した。 <p>【商工観光労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光地引網を実施し、子ども会等の団体に利用してもらった。
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所や学校の給食で、地元産の旬の食材をより多く使用するように啓発することが必要である。 ●引き続き、子どもたちが地元で生産された食品に興味を持つように推進する必要がある。

基本施策	2. 地産地消の推進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所給食で、地元産の旬の食材をできる限り使用するよう啓発した。 子どもたちが、地元で生産された食品に興味を持つよう、田植えの体験等を推進した。 <p>【商工観光労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿南市物産館や道の駅で地場農林水産物を販売した。
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●調理実習の食材は県内産や国内産を購入するようにしているため、実習費が課題である。

基本施策	3. あなん（ANAN）の食の（AN）安全・（AN）安心の推進
取組の概要	<p>【農林水産課・商工観光労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者・関連団体に対する農薬等の適正使用の呼びかけや、生産履歴の記帳と保管の徹底を促進し、常に情報を提供できるよう努めた。 市のホームページ等を通じて、食品衛生に関する情報等を、市民にわかりやすく提供した。
点検・評価結果からみた今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者や関連事業者等関係機関との連携を強化し、引き続き、安全・安心な産地づくりに向けた活動の推進が必要である。

基本施策	4. 環境への配慮と食品リサイクルの推進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食調理で出た野菜等の残菜は、保育所で飼育している動物や虫のエサにする等、ゴミの減量化に努めた。 <p>【こども課・学校給食課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所給食や学校給食で使用した廃油は、リサイクル業者に売却し、肥料や飼料にリサイクルするように努めた。 <p>【環境管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所やひまわり会館、各公民館等の敷地内に、廃油の回収箱を設置し、廃油をリサイクル業者に売却し、燃料や塗料の原料としてリサイクルするように努めた。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、食品リサイクルに関する消費者等の理解促進を図るため、食品リサイクルの必要性等についての普及啓発が必要である。

基本施策	5. 食文化の普及、継承への取組の推進
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭でのお勧めレシピを給食で紹介することや、給食を展示することで、保育所と家庭が連携し、子どもが食に関心を持つように啓発した。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園では、家庭と連携し、家族の記念日や季節の行事に合わせて、家族と一緒に料理を楽しむことを促進し、食への関心を高めた。 学校給食に郷土料理や行事食を取り入れ、郷土の食への理解や日本の食文化のよさを知る機会を設けた。 <p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが食への関心や理解を深めるよう、家族の記念日や季節の行事に合わせて、家族と一緒に料理を楽しむことを促進した。 ヘルスメイトによる子どものおやつを試食に、行事食や伝統食を取り入れている（年10回実施）。 ヘルスメイトによる高齢者のふれあい会食で、行事食の提供を実施している（那賀川町内3か所、年36回）。 旬のものや地元食材を使用したレシピの講習会や、レシピを掲載したパンフレットの配布により普及啓発を行った。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家族の記念日や、季節の行事に合わせて、家族と一緒に料理を楽しむ時間をつくることを促進し、食への関心や理解を深めるとともに、郷土の食への理解、誇り、愛着心の醸成のための取組が必要である。

【基本目標4】食育を支える人づくり・環境づくりの推進

基本施策	1. 食への感謝と食に関わる知識・理解の促進
取組の概要	<p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスマイトに対する研修会の開催（年4回）と、各支部活動への資料作成、食情報の提供支援を行った。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●活動できるヘルスマイトの偏りを無くし、より効果的な普及啓発活動を支援していく必要がある。

基本施策	2. 食育推進のための体制整備
取組の概要	<p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所保育指針」に示された「保育計画」に加えて、「指導計画」を作成し、全職員が食育の推進に取り組んだ。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教育要領」を参考にして、幼児の食生活の実情に配慮しながら、家庭と連携して食育を推進した。 ・児童・生徒の食の課題を解決するため、給食時間を活用して食に関する指導を実施した。 <p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内のレストランや食品販売店等に対して、県及び健康とくしま県民会議が推奨する「健康づくり推奨店」への応募を促し、料理や総菜の栄養表示等、栄養情報の提供により市民の食生活と健康づくりを支援していく環境づくりを進めた。平成 28 年3月現在、健康づくり推奨店は18店舗、91品目となった。
点検・評価結果から見た今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「保育計画」及び「指導計画」や、「幼稚園教育要領」により、関係する全職員が、食育の推進に引き続き取り組むことが必要である。 ●引き続き、健康づくり推奨店の参画促進を図ることが必要である。

第5章 計画の基本的な考え方

【1】本計画の視点

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

また、食を通じて豊かな人間性を育むことや、地域産業（特に第1次産業）の活性化を図ること、食文化の継承や共食などを通じて地域の絆を深めることなども重要な視点です。

食育の実践には、市民一人ひとりが自らの意思で食育に取り組むこと、地域・行政・関係団体等、多様な主体の参画と協力により推進することが重要です。

本計画においては、前期計画における取組を踏まえ、次の視点で今後のあるべき食育の姿を目指します。

計画策定の視点	主な取組内容
健康	○食の大切さの理解促進 ○バランスのとれた健康的な食事の促進 ○食生活のリズム ○日本型食生活の実践・・・など
地産地消	○地産地消への理解促進 ○第1次産業の活性化・・・など
食文化の伝承	○郷土料理、行事食などの伝承・継承・・・など
食の安全・安心	○食の安全の確保・・・など
感謝・作法・マナー	○食べ物（いのち）への感謝 ○つくってくれた人への感謝・・・など ○食事のマナー ○食前食後のあいさつ・・・など
コミュニケーション	○ふれあい・体験活動 ○食を通じたボランティア活動・・・など

【2】基本理念と基本目標

1. 基本理念

「食育」が目指す姿は、健全な食生活の実践とともに、「食」に関する知識を学ぶだけでなく、本市の気候風土に関心を持ち、恵まれた自然によって育まれる人間のすばらしさを知り、また、「食」を通じてコミュニケーションを図り、豊かな人間関係を築く「こころ」を育てることです。

本計画では、このような認識のもと、自分の食生活は自分で守り改善することを基本に、「食」を通して、家族はもとより、広く地域の人々のつながりや絆を深め育んでいきたいという願いを込め、「郷土の自然と食でつくる、健やかでこころ豊かなまち阿南市」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は、「食育基本法」の主旨にも合致しています。

本計画においては、食育のさらなる活動の充実と推進を目指して、前期計画において定めた基本理念を踏襲します。

本計画の基本理念

**郷土の自然と食でつくる、
健やかでこころ豊かなまち阿南市**

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、国や県の動き、本市における食育を取り巻く現状と課題等を踏まえ、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 健康につながる食生活を実践しよう！

本市においても、少子高齢化が進行する社会的背景において、健康づくりや生活習慣病の発症と重症化の予防を推進することで健康寿命の延伸を実現し、子どもから高齢者まですべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現していく必要があります。

食を取り巻く環境の改善が、健康に大きな効果をもたらすことを踏まえ、関係機関・団体が密接に連携・協力を図り、減塩等をはじめ、メタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防など、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

基本目標2 地産地消を心がけ、食文化を継承しよう！

給食等に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の心を育む上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であると言えます。

本市の地場産物を生かした食育の推進と、新鮮な地元産の食材を購入しやすい環境づくりなど、地元生産者と消費者をつなぐ地産地消の促進を図ります。

基本目標3 食の安全・安心についてもっと知ろう！

食の安全を脅かす食品表示の偽装や、残留農薬の問題などが多発して以来、日常生活において「安全・安心な食の確保」は大きな課題となっています。生産者や事業者による食の安全確保を促進するとともに、安全・安心な食品の選択についての啓発を推進します。

基本目標4 食への感謝の心を持ち、マナーも身につけよう！

生産者や料理をつくってくれた人、食に関わるすべての人々への感謝の気持ちや、食を通じた食べ物大切さといった、心の育成を図ります。また、家庭や地域・関係機関が連携して、様々な体験活動を通し、あいさつやマナーを身につける取組を推進します。

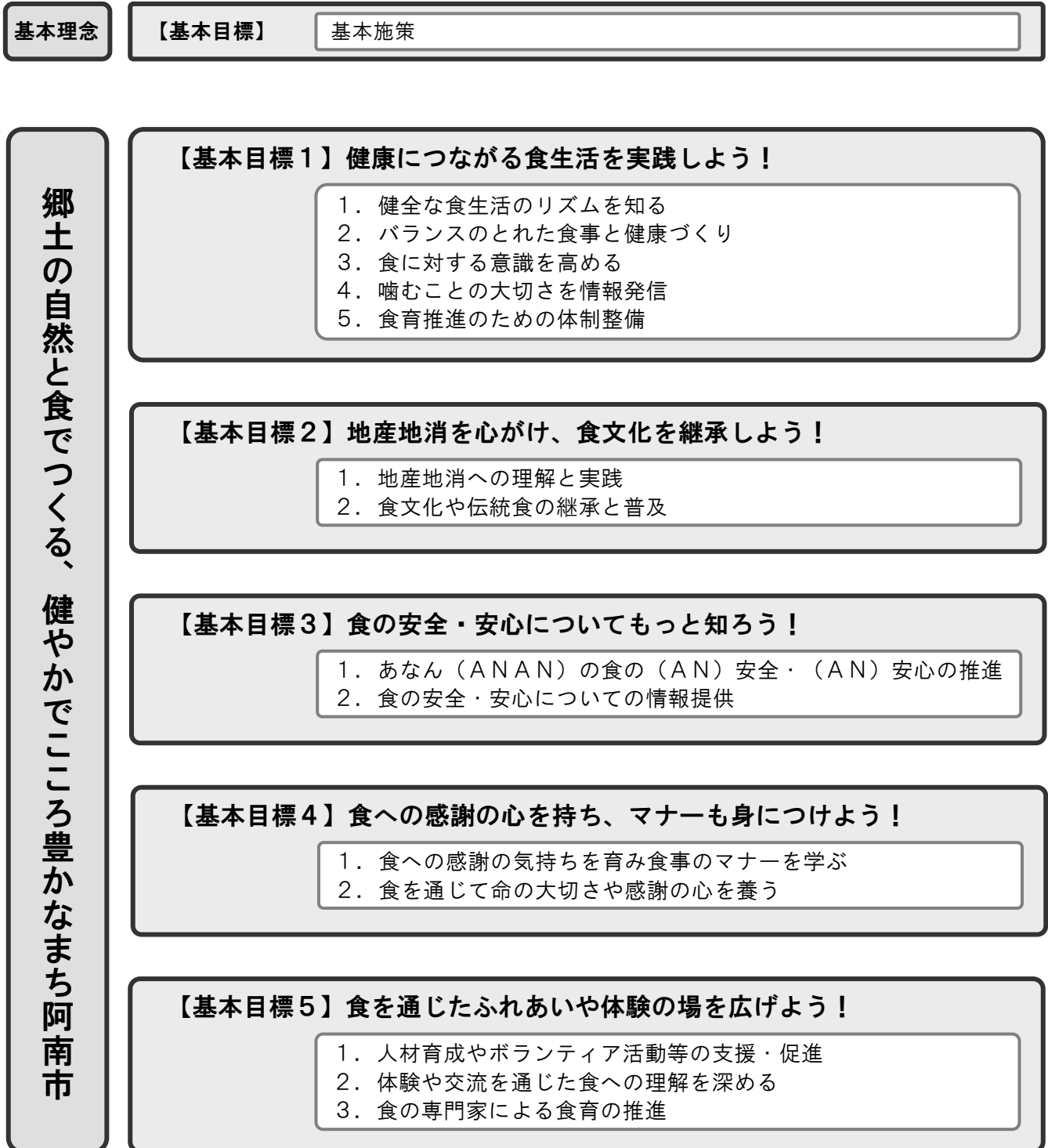
基本目標5 食を通じたふれあいや体験の場を広げよう！

食育の実効性を高めていくためには、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなど食育に係る多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協働して多様な取組を推進していくことが重要であり、その強化に努めます。

そのため、食育を推進する人材やボランティアの育成に、より一層取り組みます。

【3】施策の体系

本計画では、今日までの社会的背景や、国や県の動き、市民意識やニーズ等を踏まえ、次の体系図に示す施策の展開を図ります。



第6章 施策の展開

【基本目標1】健康につながる食生活を実践しよう！

幼少期からの望ましい食習慣・生活習慣の確立が、将来の健康づくりの基盤となります。特に朝食は1日の始まりであり、食事の基本です。しかし、毎日朝食を食べている人の割合は、小学生ではおおむね9割近く、中学生では約8割、20～30歳代の若い世代になると6割台と、年齢が上がるほどその割合が低下します。

朝食のバランスについては、小学1年生では「主食とおかずと汁物」が他の学齢に比べて多くなっていますが、小学5年生以上になると「主食のみ」の割合が増える傾向にあります。また、食べ物の好き嫌いも、学齢が上がるほど増える傾向にあります。

さらに、20歳代では、「栄養バランスを考えて食事をしている割合」が、他の年齢層を下回っており、給食を離れたことや、ひとり暮らしなどを要因として、若い世代の食生活の問題が目立っています。

関係団体等調査においては、行政の要望や提案として「保育所、幼稚園、学校への食育の啓発活動を行ってほしい」「保育所等へもっと食育の働きかけをしてほしい」といった意見が出されました。

幼少期からの「早寝・早起き・朝ごはん」の実践と、「食事バランスガイド」などを活用して、バランスよく食事を食べる習慣をつけることが必要です。

食を取り巻く環境の改善が、健康に大きな効果をもたらすことを踏まえ、関係機関・団体が密接に連携・協力を図り、健康寿命の延伸につながる食育を推進します。

基本施策1. 健全な食生活のリズムを知る

施策名	事業名	取組内容
生活リズムの確立	基本的生活習慣の形成促進	<ul style="list-style-type: none">●「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を進め、家庭、学校、地域社会が連携し、心身ともに健康な子どもの育成を目指します。また、生活習慣アンケートの実施等により、生活習慣の見直しと改善に向けた教材等の作成と指導を行います。●地域子育て支援センターにおいても、地域の子育て家庭に対し相談や支援に努めます。●保健センターでは、妊婦や乳幼児、子育て世代の父母に、生活リズムの習慣「早寝、早起き、朝ごはん、朝うんち」が心と身体を育てることについて、知識の普及を図ります。

施策名	事業名	取組内容
生活リズムの確立	保育所・幼稚園、学校での生活リズム確立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所・幼稚園では、食欲を満たす心地よさを得ることで、生活リズムが身につくような保育を進めます。また、他の子どもや大人との関わりを通して経験した「おいしい」が「食べたい」、さらに「食べよう」をする意欲へと進むよう支援します。 ●学校では、早寝早起きや朝ごはんを食べる等、生活リズムの確立に向けた指導や健康教育を進めます。また、睡眠に関するアンケートの実施・活用で、啓発と指導に努めます。
食を営む力の確立・向上	保育所・幼稚園における食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●食文化と結びついた伝統的な行事や育てた食材を調理して食べる体験等、具体的な活動を通じて、子どもたちの食に対する関心を高めます。 ●給食の献立に伝統食や行事食を取り入れる、保育所で栽培、収穫した野菜を使用してのクッキング等、食育への関心が高まるよう努めます。
	学校における食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食を「生きた教材」として各教科の指導に活用するとともに、食育全体計画に基づき、子どもの発達段階に応じた食に関する授業や指導を体系的・継続的に推進します。さらに養護教諭・栄養教諭が関わり、参観日や授業で食に関する指導に努めます。
	地域における料理教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスメイト等の食育ボランティアや栄養士の協力を得て、様々な普及・啓発活動を実施し、子どもとその親に対して、「食べ物をえらぶ力」「食べ物の味がわかる力」「料理ができる力」「食べ物のいのちを感じる力」「元気なからだがわかる力」といった食育の5つの力を身につけることができるよう努めます。



基本施策2. バランスのとれた食事と健康づくり

施策名	事業名	取組内容
健康と食のつながりへの理解の促進	健康づくりの基礎の習得	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりに重要な3つの柱の一つである食に関する指導を学校においても進めるとともに、保健指導や掲示物、保健だより等で指導・啓発に努めます。 ●保育所、幼稚園、学校と地域、保護者が連携しながら、子どもの心身と健康づくりのための食育の推進を実践します。 ●生涯を通じて、日本人の食事摂取基準（2015年版）に基づき、生活習慣病の発症と重症化の予防につながる知識の普及啓発に努めます。
	子どもの肥満等個別の課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●食に関して、肥満傾向や偏食、食物アレルギー、そしゃく不足等個別的な対応や相談指導が必要な子どもに対しては、学級担任、養護教諭、栄養教諭等の関係教職員及び学校医等が保護者と連携し、子どもの状況に応じた対応を図ります。
メタボリックシンドローム等生活習慣病予防活動の推進	予防のための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な食生活と運動習慣により、メタボリックシンドロームの予防や重症化を防止することが可能であることを踏まえ、個々に合った食生活指導や運動指導を実施するとともに、メタボリックシンドロームの予防啓発活動を推進します。 ●若年層（40歳未満）での健診を勧め、若い世代での健康な食事に関する知識の普及啓発に努めます。 ●身近な理容店等へ血圧計を配置し、保健センター等の健康相談機関を周知し、自らの健康管理や健康な食事への関心を高めるよう努めます。
	特定健康診査・特定保健指導による予防	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査や特定保健指導を通じて、一人ひとりに応じた食生活指導や運動指導を行い、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少を目指します。
食事バランスガイドの普及	食事バランスガイドの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが自分の適切な食事量を把握して食事をとることができるよう、「食事バランスガイド」等の普及に努め、健康で豊かな食生活の実践を促進します。
	3つのお皿の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●一般への普及・啓発にもさらに取り組み、3つのお皿（主食・主菜・副菜）の食品モデルを手にとって自由に見られる機会を作るなど、「食事バランスガイド」も適宜交えながらの啓発にも努めていきます。

施策名	事業名	取組内容
日本型食生活の普及	日本型食生活メニューの普及・啓発	●給食に和食を増やし、天然のだしを使用し、薄味でもおいしい味付けができることを啓発します。また、保育所だより・園だより・給食だよりでも、バランスのよい食生活を実践できるよう、日本型食生活のメニューが健康につながることの普及に努め、啓発していきます。
	阿南市食育推進パワーアップ作戦の展開	●学校では、家庭科において日本型食生活のよさを指導し、普及・啓発に努めます。阿南市食育推進パワーアップ作戦を継続的に実施します。
	調理実習のレシピへの表記	●保健センターにおける調理実習においては、レシピへ主食・主菜・副菜を表記し、食事バランスの基本をしっかり身につけてもらえるよう啓発します。
食に関する正しい情報の提供	正しい食情報や知識の普及啓発	●市民が食に関して正しい知識を持ち、適切な判断ができるよう、健康教育やホームページ、パンフレット、毎月の給食献立表等を利用して、正確な情報を提供します。また保健センターでは、継続した情報収集により、積極的に正確な情報を提供し、正しい食情報や知識の普及啓発に努めます。
介護食メニューの改善等	栄養バランスのとれた介護食の普及	●要介護状態になっても、栄養バランスのとれたおいしい食事をとれるよう、家族介護者交流会や居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象にした研修等を通じて、介護食メニューの改善を図ります。



基本施策3. 食に対する意識を高める

施策名	事業名	取組内容
食事の大切さを周知啓発	「食育の日」等の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●給食だより等を通じて、「食育月間」や「食育の日」を普及させるとともに、家族と一緒に食事することで、コミュニケーションが図れることを啓発していきます。学校では、家庭環境に配慮しながら「家庭の日」の啓発にも努めます。また、特定保健指導やがん検診等、様々な機会を通じて、食の大切さについての啓発に努めます。
	保育所・幼稚園における保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●園だよりや給食だより、連絡ノート等を通じて、食育活動や子どもとともに食事をする事の大切さを家庭に伝え、食育への関心を高めます。また、「食育の日」に関する行事等を通じて、地域ぐるみで話し合ったり実習を楽しんだりする取組を推進します。 ●給食については、献立の組み合わせや分量が家庭の参考となるような情報提供にも努めます。
	学校における保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●給食だよりや保健だより、PTA活動や食育講演会等を通じて、食の大切さを家庭に伝えていきます。また、給食試食会での啓発等、学校から保護者への働きかけを推進します。 ●食事づくりや手伝いを週に1回以上行うよう指導・啓発するとともに、地域ぐるみで話し合ったり実習を楽しんだりする取組を推進します。
	乳幼児健康診査等での働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査等を通じて「一緒に食べたい」気持ちを育てたり、家族そろって食べる事の大切さを保護者に積極的に伝えていきます。
0歳からの食育の推進	妊産婦のための食事バランスガイドの普及	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦の時期から栄養バランスのとれた食生活の実践を啓発し、出産・子育てに必要な丈夫な体づくりを促進するため、「妊産婦のための食事バランスガイド」を活用した知識の普及を促進します。
	授乳・離乳の支援ガイドの普及	<ul style="list-style-type: none"> ●母乳育児や、乳幼児等の発達段階に応じた離乳食等の適切な支援のあり方についての基本的事項を提示した「授乳・離乳の支援ガイド」の普及に努めます。また、妊娠中から離乳食の開始以降に至るまで、個々の状況に応じて継続的に一貫した支援を行います。

施策名	事業名	取組内容
0歳からの食育の推進	乳・幼児期の食生活と歯の健康指導	●乳幼児健康診査等を通じて、バランスのとれた食生活及び歯の健康づくりを指導することにより、乳・幼児の成長過程に応じた生活習慣の基礎づくりを促進します。
	保育所給食を通じた乳幼児期の食生活指導	●給食のサンプル展示や給食だより等を通じて、子どもの発育・発達過程に応じた食に関する情報、レシピを提供します。 ●近年増加している食物アレルギーの児童に対しては、保護者と連絡を密にとり、除去食や代替食での対応を目指します。

基本施策4. 噛むことの大切さを情報発信

施策名	事業名	取組内容
歯の健康づくりの推進	幼少期からの歯の健康づくり	●80歳になっても自分自身の歯を20本保つことを目的とした「8020運動」を推進し、生涯を通じた歯の健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。 ●保育所では、年2回の歯科検診の実施や歯みがき指導、また「歯みがきのごほうびシール」を貼ることができる歯磨きカード等で、子どもたちの関心が高まるような取組を実施します。 ●幼稚園では、年1回の歯科検診の実施や昼食後の歯磨き、ブクブクうがいを指導し、歯の健康づくりの正しい知識の普及を図ります。 ●学校では、食事や効果的なブラッシング方法など、歯と口の健康についての指導に努めます。また、歯肉に問題がある生徒が増加傾向にある中、効果的なブラッシング指導にも取り組みます。 ●保健センターでは、妊娠期から乳幼児期までの、歯と口の健康づくりについて、家庭訪問、健康教育、健康診査時等に知識の普及啓発に努めます。
	噛ミング30（かみんぐさんまる）の推進	●噛むことの効果を啓発し、一口30回以上噛むことを目標とする「噛ミング30」を推進します。 ●保育所では、給食の時間に、よく噛んで味わって食べるように指導するとともに、よく噛んで食べることで肥満の予防にもつながることを伝えます。 ●学校では、歯と口の健康週間中、保健委員会等による全校集会での発表や掲示物の作成等を実施し、啓発に努めます。 ●保健センターでは、講習会や健康教室等の中で、噛むことの意義と有効性を具体的に伝えながら啓発します。

施策名	事業名	取組内容
歯の健康づくりの推進	成人期からの歯の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●全身への栄養源を取り込む入口である口と歯の健康を保ち、歯の数が多く残っていると、しっかり噛める力が保たれ、年をとってもおいしく楽しく食べられる状態が長く続き、健康によく、肥満や糖尿病などの生活習慣病予防につながります。保健センターでは、集団の歯周疾患検診を行い、この時に、口腔ケアと生活習慣病予防について知識の普及を図ります。 ●特定健診受診者で糖尿病予備群の方には、歯科医院への連絡票を交付し、歯周疾患検診を勧めます。 ●歯科医院では、40歳からの節目（5歳刻み）の歯周疾患検診と、後期高齢者医療対象者の節目（75歳からの5歳刻み）の歯科検診を行います。これらの検診から、早い時期からの治療につなぎ、歯周疾患の発症や進行を予防し、歯の喪失やそれに伴うQOL（quality of life：一人ひとりの人生の内容や社会的にみた生活の質のこと）の低下を予防します。

基本施策5. 食育推進のための体制整備

施策名	事業名	取組内容
保育所・幼稚園、学校における食に関する指導体制の充実	保育所・幼稚園における計画的な食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所では、国の「保育所保育指針」に示された全体的な計画である「保育計画」と、保育計画に基づいて保育を展開するために具体的な計画として立案した「指導計画」を作成し、全職員が食育の推進に取り組む体制のもと、実践に努めます。 ●幼稚園では、「幼稚園教育要領」を参考に食育についての方針を定め、幼児の食生活の実情に配慮しながら家庭と連携して計画的に食育を推進します。
	学校における計画的な食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の食の課題を把握した上で食育全体計画を作成し、教職員が十分に理解し、食育推進に取り組めるよう体系的・継続的な指導を進めるとともに、地域や家庭に発信し、有機的な連携に努めます。また給食時間を活用し、食に関する指導を推進します。 ●今後は阿南市食育推進委員会の活動を年3回程度目指します。
「健康づくり推奨店」の推進	「健康づくり推奨店」への応募促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のレストランや食品販売店等に対して、県及び健康とくしま県民会議が推奨する「健康づくり推奨店」への応募を促し、料理や総菜の栄養表示等、栄養情報の提供により市民の食生活と健康づくりを支援していく環境づくりを進めます。



【基本目標 2】地産地消を心がけ、食文化を継承しよう！

近年、農業技術の進展や技術力の向上などにより、いつでも欲しい食材が手に入りやすくなった一方で、旬を感じる場面が少なくなってきました。また、外食産業をはじめ、惣菜やコンビニ等の弁当などを家に持ち帰って食べるいわゆる「中食」産業も盛んになり、時間のかかる料理が敬遠されることも多くなってきました。そのため、地元産の食材を使って風土に合った料理法でつくる伝統料理や行事食、郷土料理などが継承されにくいといった面も指摘されています。

関係団体等調査では、団体での取組として「地元阿南市で収穫した野菜等の食材を利用し、親子で調理と食事会を楽しく体験」などが推進されており、行政への要望・提案として「子どもに地産地消の大切さ、お米を食べる大切さを教えていただきたい」といった意見もあげられました。

給食等に地場産物を使用し、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めることは、地産地消にとって有効な手段です。地元生産者と消費者をつなぐ地産地消への総合的・継続的な取組を推進します。

基本施策 1. 地産地消への理解と実践

施策名	事業名	取組内容
地域における地産地消の推進	生産者等と連携した地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者や農協等関連団体と連携し、地産地消を推進します。また、米を主食として野菜、魚介類が中心となる日本型食生活の実践を通じて、食料自給率の向上に努めます。 ●保育所給食、学校給食においても、地元産の旬の食材をできる限り使用するように努め、保健センターでも、できる限り県内産、国内産の食材を購入するよう努めます。
	保育所・学校給食、福祉施設及び病院等での地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地場農林水産物の安定供給と利用促進を図るため、生産者、農協等及び流通関係者や給食関係者等との情報交換や交流等を推進します。保育所、幼稚園、学校では地域の方との交流の中で、田植え体験等、地元で生産された食品に興味を持つような取組を推進します。保育所給食、学校給食では、地元産の旬の食材を使用するよう努めます。
	農林水産業等の活性化と直売施設・加工施設の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者と消費者が「顔が見える、話ができる」関係のもと、地域の農林水産物の消費を推進し、農林水産業と関連産業の活性化を図ります。また、地産地消の核となる直売施設や農林水産物加工施設の整備等への支援を行います。阿南市物産館や道の駅で販売している地場農林水産物の業者数や販売品を増やすことで、特産品のPR・販売につなげていくよう努めます。

基本施策 2. 食文化や伝統食の継承と普及

施策名	事業名	取組内容
食文化及び 伝統食の 普及・伝承の 推進	家庭における 食への 理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもは料理をつくる過程に関わることで、食に興味を持ち、食べ物を五感で感じ取り、食べたい気持ちをふくらませ、好き嫌いをなくす大きなきっかけにもなります。家族と一緒に料理を楽しむ時間を増やすよう促進し、食への関心や理解を深めます。 ●保育所給食では、レシピの紹介や給食展示等、家庭と保育所が連携し、子どもたちが食に関心を持つよう啓発するとともに、保護者の関心が高まるように努めます。 ●保育所、幼稚園、学校では、試食会や給食だよりを活用して家族と一緒に料理を楽しむ時間を作ることの促進や、食への関心を高めるよう啓発に努めます。
	保育所・学校・福祉施設・病院等への 行事食・伝統食 の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所、学校、福祉施設、病院等における給食において、郷土料理や行事食・伝統食の導入を促進することにより、郷土の食への理解、誇り、愛着心の醸成、さらには日本の食文化のよさを知る機会とし、普及・伝承に努めます。
	食育ボランティアや高齢者等による 食文化の 普及・伝承	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスマイトや食育ボランティアによる伝統食や郷土食の料理体験教室等、様々なPR活動を通じて、食文化や伝統料理の普及・伝承に努めます。また、高齢者の経験と知恵を生かし、阿南の歴史や風土に育まれた味覚や料理等の次世代への伝承に努めます。 ●地域の方の畑でさつまいもの苗植えや収穫をしたり、苺狩りをする等の交流を通じて、子どもたちに食文化への関心を高めるような取組の推進に努めます。 ●保健センターでは、旬のものや地元食材を使用したレシピの講習会やパンフレットの配布により、普及・啓発を支援します。
	観光における 地域の伝統食の 活用	<ul style="list-style-type: none"> ●ホテルや民宿等、観光施設において、地域の食材や伝統食の積極的な活用、提供を奨励し、地産地消の取組を推進します。また、商工会議所等と連携して、地元の特産品や食材の普及に努めます。

施策名	事業名	取組内容
食文化や地産地消等への理解の促進	保育所給食を活用した食の指導	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間の交流を深め、食文化が伝承されるよう、四季折々の行事を体験し、食材の季節感（旬）を味わうとともに、楽しい思い出として心に残る活動を目指します。 ●給食や保育活動においては、旬の食材の使用や行事食や郷土食、伝統食等の回数を増やすことで、子どもたちに日本型食生活に興味を持ってもらえるよう努めます。
	学校給食を活用した食の指導	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養教諭・学校栄養職員・学校食育リーダーを中心として、全教職員の共通理解を図り、給食を「生きた教材」として活用することを推進します。 ●学校給食の食材については、食品の品質・安全性への理解を深めるとともに、阿南市食育推進パワーアップ作戦の実施にも取り組み、地域の食文化を学ぶ等自然や生産者等への感謝の心を育みます。
	学校給食における地場産物の使用と保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自然、食文化、産業等についての理解を進めるため、学校給食における地場産物の積極的な利用や行事食・郷土食の導入、地元の旬の食材活用月間の推進にも取り組みます。 ●保護者や地域の人への試食会では、安全な給食づくりを目指していることを啓発し、高校生による「1校1地場産品活用レシピ」の学校給食への普及にも努めます。



【基本目標3】食の安全・安心についてもっと知ろう！

食品の表示や残留農薬、食品添加物、食中毒、食品中の放射性物質等、食に関する不安が増大し、食の安全・安心に対する関心が高まっています。

市民一人ひとりが食の安全に対する知識を持ち、自らの判断で正しい食の選択ができるよう、常に食の安全・安心についての情報を提供することが求められます。

生産者や事業者による食の安全確保を促進し、安全・安心な食品の選択についての啓発等を推進します。

基本施策1. あなん（ANAN）の食の（AN）安全・（AN）安心の推進

施策名	事業名	取組内容
安全・安心な食料の提供	農薬等の適正使用の徹底	●農林水産物の安全性と、市民の健康や生活環境保全に配慮するため、関係機関と協力しながら、生産者・関連団体に対して農薬等の適正使用を徹底し、安全・安心な食料の供給に努めます。
	農林水産物等食品のトレーサビリティ※の取組推進	●食の安全・安心に関わる情報があふれる一方、食料生産と生活の場が離れたことにより、生産情報が消費者に届きにくく、食料の加工度も増えています。このため、生産者や関連事業者等関係機関と連携しつつ、生産履歴の記帳と保管の徹底を促進し、常に情報を提供できる、安全・安心な産地づくりを目指します。
環境にやさしい農林水産物の生産促進	環境にやさしい農林水産物の生産と理解の促進	●健康な土づくりや、安全・安心な農林水産物の生産を促進するとともに、環境にやさしい農林水産物に対する消費者への理解を図ります。

※【トレーサビリティ】農産物の生産、処理・加工、流通・販売の各段階で、その過程における履歴情報を確認できること。

基本施策2. 食の安全・安心についての情報提供

施策名	事業名	取組内容
安全・安心な食品への理解の促進	食品衛生に関する情報等のわかりやすい提供	●食品衛生に関する情報等を、市ホームページ等広報媒体を通じて、市民にわかりやすく提供します。また、安全・安心な農林水産物の普及に努めます。

【基本目標 4】食への感謝の心を持ち、マナーも身につけよう！

農林水産物生産の体験や、調理の体験などを通じて、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、様々な人々の活動に支えられていることなどを学び、食に対する関心や理解を深めることが重要です。

このような体験活動は、生産者と消費者との交流を生み、生産者に対する「感謝の気持ち」を育み、お互いの信頼関係を築くことにもつながります。

また、みんなで楽しくおいしい食事をするためには、食事のマナーを身につけておくことが大切です。食事のマナーを身につけるためには、食材が食卓に並ぶまでの生産・流通・消費の過程で関わっている多くの人々への感謝の気持ちを持つことや、食を通して、みんなとおいしく食べることができるコミュニケーションの力を育てていくことも重要です。

関係団体等調査では、団体等の取組として「食物の大切さや食の恩恵に感謝する取組」「食の安全と食に対する礼儀を学び、自然食の大切さを知ることへの取組」などが推進されています。

食に関わるすべての人々への感謝の気持ちや、食を通じた食べ物大切さといった、心の育成を図るとともに、家庭や地域・関係機関が連携して、様々な体験活動を通し、あいさつやマナーを身につける取組を推進します。

基本施策 1. 食への感謝の気持ちを育み食事のマナーを学ぶ

施策名	事業名	取組内容
食事マナーの習得とあいさつの習慣化の促進	保育所・幼稚園における食事の指導と保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●給食を通じて、あいさつや姿勢、食器の後かたづけの習慣等が身につくような保育を推進します。また、他の子どもとの関わりの中で、食を営む力の基礎を培っていきます。 ●園だよりや給食だより等を通じて、食育への関心を高め、保護者への啓発にも努めます。
	学校における給食指導と保護者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●給食指導において、楽しく食事をすることや「いただきます」等の意味、食に関するマナーが習得できるようにしていきます。また、保護者や地域の方々と一緒に会食する機会を設け、子どもたちの社会性を育み、感謝の心や社会性が身につくようにします。 ●給食だよりの発信等で、望ましい食習慣の習得・実践につながるよう、家庭へ働きかけます。

基本施策2. 食を通じて命の大切さや感謝の心を養う

施策名	事業名	取組内容
体験活動を通じた食への理解の促進	保育所・幼稚園、学校における体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所や幼稚園においては、野菜栽培等の体験活動や収穫された食材を給食に使用することで、自然の恵みに感謝しつつ、自分も含めたすべての命を大切にする心を育むよう努めていきます。 ●小・中学校では、生産者や関係機関との連携を図り、体験活動や子どもが育てた野菜を給食や調理実習に活用する等、学校教育活動全体を通して食についての学びを充実させ、深めていきます。
	地域における体験活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●食材についての理解を深めるとともに、食に対する感謝の心を養えるよう、食べ物を自分で調理する体験活動や、伝統的な食文化への理解を深めるための料理講習等を実施していきます。

【基本目標5】食を通じたふれあいや体験の場を広げよう！

今日では、外食や中食産業などにより、料理をしなくてもすぐに食事ができるようになりました。しかし、安全・安心でバランスのよい食事をとるためには、自分で考えて食材を選び、作って食べるという基本的な力を身につけることが必要です。

幼児期から学童期にかけては食への興味・関心が高まる時期でもあり、いろいろな食材に親しみ、味わい・香りを楽しむ・触れてみるといった五感を食に向けることにより、一層高まります。

食育に係る多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協働して、幼児期・学童期の子どもが家庭以外の場でも食事づくりに関わることができるよう働きかけるとともに、家庭においても幼児期から食事づくりに関わっていけるよう、保護者へ支援を行うことが必要です。

また、高齢期や家庭環境の変化等により、男性が中心となって食事をつくる状況になる場合もあります。しかし、経験が少ないと自らつくるという意欲が少なく、外食や中食に頼りがちになります。このことから、関連機関が連携し、男性に食事づくりに関心を持ってもらうとともに、実践できるように支援を行うことが必要です。

関係団体等調査では、行政への要望・提案として「子どもたちが楽しみながら野菜や果樹栽培に関わり、収穫の喜びを味わえる場所をつくってほしい」といった意見があげられ、「食育推進ボランティアの育成」に取り組んでいる団体もありました。

食育を推進する人材やボランティアの育成をはじめ、食育を地域全体でより一層推進できるように、環境づくりに努めます。

基本施策1. 人材育成やボランティア活動等の支援・促進

施策名	事業名	取組内容
食育ボランティアの育成と活動の促進	食育ボランティアの育成とヘルスマイトへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●食に関する知識と経験を持ち、市民の生活に密着した活動を行っているヘルスマイト等の食育ボランティアを育成するとともに、その活動を支援し、地域における食育の実践を促進します。 ●ヘルスマイトの普及啓発活動の支援を行い、研修会の開催や各支部活動への資料作成と正しい食情報の提供支援に努めます。
地域女性団体等との協働と活動支援	地域女性団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●食育の取組を先進的に展開している地域女性団体等の活動を支援するとともに、これらの団体からの講師派遣等、協働により食育の推進を図ります。各公民館で開催している料理教室等と連携が図れるよう検討を加え、新たな取組を目指します。

基本施策2. 体験や交流を通じた食への理解を深める

施策名	事業名	取組内容
教育 ファーム※1 の推進	農林水産業への 関心、感動、感謝 を育む 食育の推進	●「食」は自然の恩恵や動植物の命を受け継ぐこと、農林水産物の生産者等多くの人によって支えられていることを理解し、給食時には「いただきます」、「ごちそうさま」等の挨拶をすることで、食の大切さや感謝の気持ちを育むよう努めます。保健センターでも試食前後の挨拶を行い、残さず食べることで食への感謝を深めることを促します。
	学校等における 農林水産業体験 メニューの充実	●農林水産業の作業体験は、生産者や自然の恵みに感謝し、命あるものを大切にする心を育みます。社会科、理科、総合的な学習の時間や学校行事等、学校教育活動全体を通して、農林水産業の体験メニューの充実を図ります。また、学校園においては、農作物の栽培、収穫、試食等も実施します。
	生産者・関連団体 における 体験の場の提供	●一連の農作業等、体験の場の提供や、農林水産業者等のネットワークづくり、安全・安心な農作物の生産と普及に努めます。
	関係者間の連携 強化と情報の 提供	●農林水産業体験メニューの充実を図るため、市行政や地域住民、農林水産業者、関係機関はもちろんのこと、教育関係者を含めた連携を強化するとともに、必要な情報を提供します。
消費者と 生産者・自然 との 交流の推進	グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進	●都市（消費者）と農村・漁村（生産者）の共生や交流を図るため、農山村及び漁村の魅力を活かした新たな5K（環境・観光・健康・教育・休息）のグリーンツーリズム※2、ブルーツーリズム※2を関係団体等と連携して推進します。
	「自然」に親しみ ふれ合う多彩な 交流の推進	●「海」「山」「里」「土」とふれ合い、体験できる市民農園、観光農園、海洋体験、観光地引網等、阿南の自然の魅力に親しむ体験・交流を関係団体等と連携し積極的に推進します。 ●現在、子ども会等の団体に利用されている「観光地引網」に、県内外から幅広く参加が見込めるよう、さらなるPRに努めます。また、「たけのこ掘り」の観光体験事業をJA等関係団体と連携して一層の推進を図ります。

※1【教育ファーム】自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。生産者の知恵や工夫・苦勞、また作物が実るために必要な時間の長さや、病害虫と闘いながら順調に育つこと等、体験を通して学ぶ。

※2【グリーンツーリズム・ブルーツーリズム】グリーンツーリズムは、緑豊かな農山村地域において、自然、文化、農林業とのふれ合いや、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。漁村に滞在する場合は、ブルーツーリズムと呼ぶ（短期滞在も含む）。

施策名	事業名	取組内容
食品リサイクルの推進	食品廃棄物、生ゴミのリサイクル化促進	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会の形成のため、家庭や飲食店、量販店等における、食品廃棄物、生ゴミ等のリサイクル（発酵、堆肥化）化を促進し、ゴミの減量化に努めます。 ●保育所においては、残食が少なくなるよう努めます。また、調理で出た残菜は、保育所で飼育している動物や虫のエサにする等、ゴミの減量化にも努めます。
	バイオマス利活用の取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●農業系バイオマス^{※1}のコンポスト化^{※2}、飼料化、エネルギー化等、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組をJA等関係団体と連携し促進します。
	食品リサイクルの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●食品リサイクルに関する消費者等の理解促進を図るため、食品リサイクルの必要性等についての普及啓発に努めます。

※1【農業系バイオマス】家畜排せつ物や生ゴミ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源。
 ※2【コンポスト化】生ゴミ等を発酵させ、堆肥化すること。

基本施策3. 食の専門家による食育の推進

施策名	事業名	取組内容
食の選択力、食の自立の促進	ひとり暮らし向け料理講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らしや若年層が、健全な食生活を実践することができるよう、ひとり暮らしになった時に困らないよう、料理講習会等を開催します。今後は他の講座等も含めて、幅広い内容での対応に取り組んでいくことを目指します。
	男性のための料理教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が自ら食生活や食事バランスに気を配り、元気に暮らすとともに、生活習慣病の予防にも取り組めるよう、男性のための料理教室「ザ・男の料理教室」を開催します。 ●阿南高齢者お世話センターによる「男の料理教室」については、料理を通じて健康への意識を高めてもらうために、取り組みます。



第7章 計画の推進

【1】食育推進のための数値目標

食育を推進していく上で、平成32年度における数値目標を掲げ展開するとともに、数値目標により、成果や達成状況を客観的な指標により把握していきます。

1. 適正体重を維持している人を増やす（肥満者等の割合を低下させる）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①児童・生徒の肥満児	14.3%	—	—
男子(小学5年生)	—	11.6%	減少
女子(小学5年生)	—	5.1%	減少
②20歳代女性のやせの者	17.9%	13.7%	現状維持
③20～60歳代男性の肥満者	31.2%	27.1%	20%以下
④40～60歳代女性の肥満者	21.9%	19.7%	15%以下

2. 脂肪エネルギー比率を下げる（1日あたりの平均摂取比率）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①全体	—	25.6%	25%以下

3. 食塩摂取量を減少する（1日あたりの平均摂取量）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①男性	—	10.2g	8g未満
②女性	—	8.9g	7g未満

4. 定期的に体重を測定する人を増やす（実践する人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①男性(15歳以上)	—	61.9%	増加
②女性(15歳以上)	—	68.5%	増加

5. 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人を増やす（実践する人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①男性(15歳以上)	53.5%	59.5%	増加
②女性(15歳以上)	56.6%	57.9%	増加

6. 朝食を欠食する人を減らす（欠食する人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①中学・高校生	11.8%	2.0%	減少
②男性(20歳代)	14.3%	18.5%	減少
③男性(30歳代)	16.5%	19.0%	減少

7. 外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にするを増やす（参考にする人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①男性(20～69歳)	29.1%	52.5%	増加
②女性(20～69歳)	55.3%	71.8%	増加

8. 自分の適正体重を維持することのできる食事量を理解しているを増やす（理解している人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①成人男性	64.4%	24.2%	増加
②成人女性	66.4%	29.0%	増加

9. 自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のあるを増やす（改善意欲のある人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①成人男性	63.6%	67.0%	増加
②成人女性	71.1%	71.7%	増加

10. 間食をする人を減らす（毎日間食をする人の割合）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①男性	56.9%	51.3%	減少
②女性	80.1%	75.2%	減少

11. メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している人の割合を増やす（メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の増加）

	前期計画 策定時	現状	目標値
①全体(10歳代以上)	60.5%	74.1%	80%以上

【2】計画の推進体制

1. 庁内推進体制

本計画は、学校教育や保健・福祉部門、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で食育推進施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、庁内関係部署との連携を、より一層強化した推進体制の整備を図ります。

2. 地域との協働による推進体制

食育は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層において、一人ひとりが主体的に取り組む必要があるとともに、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域等との協働体制の構築が重要です。

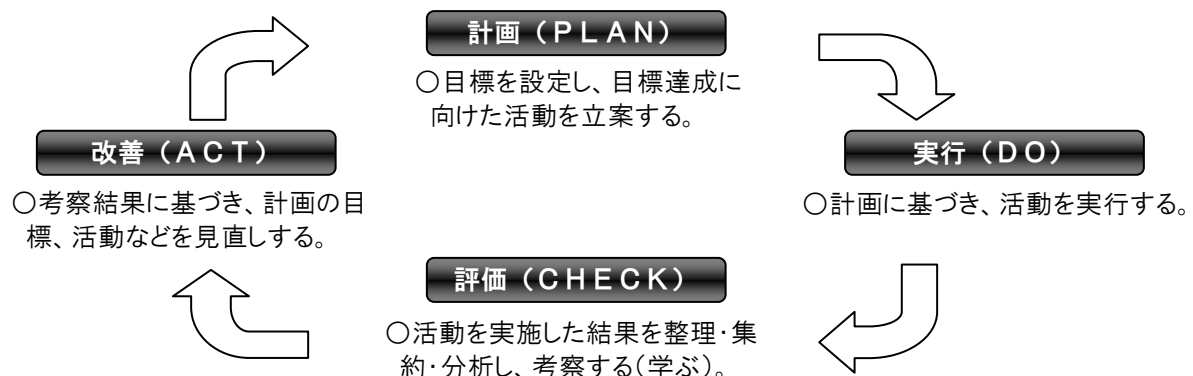
このため、食育施策を推進する上で中心的な役割を担う人々をはじめ、広く市民に対して、本計画の内容の普及・広報に努めるとともに、好事例の情報提供や先進的な取組の紹介などを通じて、市民が積極的に食育に取り組む意識を醸成します。

また、住民や民生委員・児童委員、ヘルスマイト、保育所、幼稚園、学校など、地域に関わるあらゆる人や機関・団体が、行政と協働して、それぞれの得意分野や活動を生かして、より充実した食育を推進するためのネットワークづくりを目指します。

3. 計画の進行管理

本計画は、平成 32 年度を目標年次としていますが、施策や事業の進捗状況とその成果をPDCAサイクルの考え方に沿って、適宜、点検・評価することにより進捗管理を行います。また、庁内関係部署や食育推進関係者や団体等の提言・意見等を踏まえて、より実効性のある計画の実現に努め、それらの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを検討します。

◆参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



資料編

【1】関係団体等調査結果の概要

1. 「阿南市食生活改善推進協議会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・「食」に対する意識を高める。
	行政への要望や提案	・保育所、幼稚園、学校への啓発活動を行っていきたく思います。保育所等へもっと働きかけをして頂ければ取り組みやすいです。
共食の推進	団体で取り組むこと	・家庭と地域の絆をつくる。
	行政への要望や提案	・絆を深めるパンフレットを配布して、まずは家庭から食について話し合うことができれば、地域へと拡散していくはずで。
地域の協働とネットワークづくり	団体で取り組むこと	・食育推進ボランティアの養成。
	行政への要望や提案	・ボランティアを養成することで、災害時に協力性が生まれるので緊急に養成する必要があると思います。

2. 「阿南市那賀郡歯科医師会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・歯科医院他での保健指導。(歯周病はもとより、よく噛む事、早食い、咀嚼、嚥下、口腔乾燥、オーラル・フレイル [※] 等) ・オーラル・フレイルの名前、意味、対応の周知。
	行政への要望や提案	・他業種との連携の推進(講演会のコラボ等) 介護予防的な部分については、阿南医師会中央病院に歯科医療連携室を設置し、DH(歯科衛生士)を置いているので、効果的な活用をお願いしたい。
地産地消・食文化の伝承 地域の協働とネットワークづくり	団体で取り組むこと	・おいしくしっかり噛むための、残存歯数・咬合状態の重要性の提言と、状態に合った食事の提言。
	行政への要望や提案	・他業種、イベント等への参加。

※【オーラル・フレイル】直訳すると「歯・口の機能の虚弱」。噛む力や舌の動き、食べる量が低下し、低栄養、代謝量の低下、サルコペニア(進行性および全身性の骨格筋量および骨格筋力の低下を特徴とする症候群)を引き起こす要因となる。

3. 「阿南市セニヤクラブ連合会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・健康につながる食事。 ・生活習慣病につながる食事。
	行政への要望や提案	・男性を主体とする料理教室。
共食の推進	団体で取り組むこと	・家庭や地域の絆を大切にする。
	行政への要望や提案	・家族構成の希薄化が進み、コミュニケーションの大切さを指導してほしい。
地域の協働とネットワークづくり	団体で取り組むこと	・市民参画・協働による食育の推進。
	行政への要望や提案	・料理教室、食育の大切さについての研修会を望む。

4. 「阿南ファミリー・サポート・センター」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
地産地消・食文化の伝承 共食の推進 感謝の心や食事マナーの育成	団体で取り組むこと	・地元阿南市で収穫した野菜等の食材を利用し、親子で調理と食事会を楽しく体験。(今年度は、8月6日に夏休みを利用し親子ピザづくり研修会を開催。10月にも親子でのイベント予定)
	行政への要望や提案	・利用会場が、料金・場所・環境等、すべてにおいて整っていて使いやすい今の環境を守り続けてほしい。
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・全会員向けの講習会で、学びの場を計画。
	行政への要望や提案	・市民の誰でもが無料で、親子参加・無料託児付等、子育て支援の立場の方の参加がしやすいイベントや勉強会の企画と、その周知をしてほしい。会員さんにもすすめたいです。

5. 「JAアグリあなん女性部」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
地産地消・食文化の伝承	団体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに食と農の大切さを伝える。 ・「親子料理教室」「さつまいも・ブロッコリー・キャベツの収穫体験」「大豆の植付け・収穫・豆腐づくりまでの体験スクール」 ・地産地消。 ・「軽トラック市」、「味噌づくり、豆腐づくり」、「味噌」の学校給食納入。 ・食文化の伝承。 ・若い世代「フレッシュミズ部会」を対象に伝承料理の講習会。 ・それぞれの取組の中で、総合的に食に対するいろいろな取組をする。
	行政への要望や提案	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに地産地消の大切さ、お米を食べる大切さを教えていただきたいと思います。 ・横のつながりが欲しいと思います。

6. 「阿南市女性協議会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と共に仲間づくり、食と農に対する知識を養う。
	行政への要望や提案	<ul style="list-style-type: none"> ・いつか来る食糧難のことを考え、子どもたちが楽しみながら野菜や果樹栽培にかかわり、収穫の喜びを味わえる場所をつくってほしい。
共食の推進	団体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全と食に対する礼儀を学び、自然食の大切さを知る取組。
	行政への要望や提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消はとても大切なので、老若男女を問わず学びの場がほしい。
感謝の心や食事マナーの育成	団体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・食物の大切さや食の恩恵に感謝する取組。
	行政への要望や提案	<ul style="list-style-type: none"> ・空いている田畑を利用し、収穫や料理実習を体感できる場所がほしい。

7. 「あなん阿波踊り体操愛好会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・食と運動の関連。
	行政への要望や提案	・毎月行われている阿波踊り体操の時、運動の消費カロリーと食のカロリー関係。 ・皆が集まった時の食育、一口メモ等。
地域の協働とネットワークづくり	団体で取り組むこと	・私たちのグループの中に食生活改善推進協議会に属している人がいるので、活動の時等に食生活について話をしています。
	行政への要望や提案	・食育推進のボランティアリーダーの育成について、頼もしく思います。
地産地消・食文化の伝承	団体で取り組むこと	・会員の人は、食に対する関心も高いように思います。
	行政への要望や提案	・日本食の推進や地域伝承の料理等も大事だと思います。

8. 「プラチナ保健師」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・地域でサークル活動していますが、持ち寄り食事会をして意見交換し、その中で食と健康について話し合い、意識向上につなげています。
	行政への要望や提案	
地産地消・食文化の伝承	団体で取り組むこと	
	行政への要望や提案	・スーパーや道の駅等で地産品が出ていますが、料理の参考になる簡単なレシピを提案すれば喜ばれ、消費拡大につながると思います。
共食の推進	団体で取り組むこと	・古くから受け継がれてきた郷土料理を大切に、家庭内はもちろん、近所・友人たちと楽しむようにしています。
	行政への要望や提案	

9. 「阿南市医師会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・診察時にスタッフの協力も得て、食の重要性・必要性について指導する。
	行政への要望や提案	
地産地消・食文化の伝承	団体で取り組むこと	
	行政への要望や提案	・教育(学校)の場で保護者に対し、子どもにとっての食の重要性・大切さを啓蒙する。
地域の協働とネットワークづくり	団体で取り組むこと	・講師の推薦等の相談いただければ、協力する。
	行政への要望や提案	・若い世代(特に女性)に、学校保護者会、乳幼児健診等の機会をとらえ啓蒙する。

10. 「阿南市社会福祉協議会」の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・社会福祉協議会のホームヘルプサービス業務に携わる職員への食事研修。 ・地元の旬の食材を使って、栄養バランスのとれた食生活に関する知識の取得と実習を通して、事業利用者へ実践を図る。
	行政への要望や提案	
地産地消・食文化の伝承	団体で取り組むこと	・阿南市セニヤクラブでの食育活動。 ・調理実習で、地元の旬の食材を使って、健康的な食生活を勧める。
	行政への要望や提案	
感謝の心や食事マナーの育成	団体で取り組むこと	・ボランティア団体・NPO団体等へ、機会を捉えて食育に関する啓発を図る。
	行政への要望や提案	

11. 「徳島県南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）」（阿南保健所）の回答結果

特に重要と思う項目	区分	取組や要望・提案など
健康な食生活の推進	団体で取り組むこと	・健全な食生活を実践するために、野菜摂取量の増加・朝食欠食率の減少等の普及啓発。
	行政への要望や提案	・食に関して、信頼できる情報に基づいた、適切な判断を行える環境整備。
地域の協働とネットワークづくり	団体で取り組むこと	・食育を推進する関係者（保育所・学校等の給食関係者、ヘルスメイト、調理師等の専門職種）への研修会の開催。
	行政への要望や提案	・食育を推進する関係者や、関係機関のネットワーク構築や食育の推進。

【2】平成27年度「食育月間の取組実績」

取組の名称	ヘルスマイトによる幼稚園への食育講話の実施(保健センター)
取組内容	<p>・徳島県は、野菜摂取が少ない県です。子どもの頃から野菜をおいしく食べてもらいたい、家族みんなでたくさん野菜を食べてもらいたいという思いから、羽ノ浦支部のヘルスマイトが初めての試みで、幼稚園児への食育啓発活動を行いました。</p> <p>【日 時】 平成27年6月10日(水)午前10時から午前11時</p> <p>【場 所】 はのうら幼稚園</p> <p>【対象人数】 園児93名 職員7名</p> <p>【内 容】 ○『おみそ汁パーティー』での講話 ・みそ汁に使われている野菜について ・バランスよく食べることについて ○ヘルスマイトが考案したパンフレット「お野菜たっぷりレシピ」の配布 (活動したヘルスマイトより)</p> <p>・子ども達は、とても興味を持って聞いてくれました。質問に元気に答えてくれて、「野菜をたくさん食べる！」の声が聞かれました。今後の来園希望もあることから、いろいろな内容で啓発活動を継続していけたらと思いました。</p> <div data-bbox="691 1003 1141 1339" data-label="Image"> </div>

取組の名称	保育所での食育月間の取組(こども課)
取組内容	<p>1. 体験活動を通じた食への理解の推進</p> <p>・児童が園庭の畑で栽培、収穫した野菜を使って、カレーやハヤシチュー、ピザトースト、フライドポテト、梅ジュース等のクッキングを行いました。また、給食にも収穫した野菜を使って、子どもたちの食についての関心が高まるように努めました。</p> <p>・「おいもさんがね…」の絵本を読み聞かせや、さつまいものいもづるの植え方についてのお話した後、園庭の畑にさつまいものいもづるを植えて、子どもたちの食への関心が高まるように努めました。</p> <p>・散歩に出かけた際に採ったサルトリイバラの葉を使って、保護者と一緒にかしわ餅を作り、さらにレシピを配布することによって、子どもと共に保護者の食への関心が高まるように努めました。</p>

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医による歯みがき指導の日には、視聴覚教材等を使って、楽しいゲームやダンスを取り入れながら、子どもたちに分かりやすく指導をしてもらいました。歯の仕組みや健康について考える機会をつくったことで、よく噛んで食べることで食べ物が自分の栄養になること等、歯と食の大切さを学びました。 <p>2. 健全な食生活を実践する力の育成を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の展示食を通じて、保護者に対して、その日の献立や栄養のバランス等を情報提供しました。 ・保育室等に給食で使う食品を3色の食品群に分けて掲示し、食品には栄養やそれぞれの働きがあることを啓発しました。 ・給食だよりや食育だより、お箸の使い方のパンフレット等を配布し、食事のバランスやマナー等について家庭でも実践できるように啓発しました。 ・四季折々の行事を体験し、食することで、食材の季節感や旬を味わうとともに、子どもの頃の楽しい思い出となり、心に残る活動として、行事食、郷土食、伝統食を給食の献立に取り入れ、保育と連携しました。 <p>3. 食に関する講演会や給食試食会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象にした食や生活習慣についての講演会を開催し、子どもたちの成長には食事や運動、睡眠が大切であることを啓発しました。 ・保護者を対象にした給食やおやつを試食会を開催し、幼児の食事の味付けや食品の切り方等について、五感を通して啓発しました。 ・保護者に対して、家庭でも作ってもらいたい給食のおすすめレシピを配布しました。
------	---

取組の名称	阿南市学校食育推進委員会の取組(阿南市教育委員会・学校教育課)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南市学校食育推進チーム研修会を開催。 ・本年度の取組方針を決定し、市内すべての小中学校で統一した取組が行えるよう周知した。 ・本年度の方針 <ul style="list-style-type: none"> 阿南市学校食育推進委員会研修会の実施 阿南市学校食育パワーアップ作戦の実施 食生活アンケートの実施 食育全体計画の見直し ・保護者対象に給食試食会を行い、栄養教諭(栄養職員)が講話(市内数校) ・地元産の太刀魚を給食に献立として提供し、太刀魚について子どもたちに説明。(6月19日)

【3】平成27年度「食育月間以外の取組実績」

取組の名称	ヘルスマイトによる母子保健事業での食育活動(保健センター)
取組内容	<p>【取組の名称】ヘルスマイトによる母子保健事業での食育活動</p> <p>【取組内容】 幼少期からの食への関心は、とても重要です。親子で食育に関心を持ってもらうため、保健センターの母子保健事業の中で活動を行っています。</p> <p>【開催日】4月を除く毎月第3金曜日の午前中</p> <p>【対象者】「ことばの教室」に参加している2歳前後の幼児と保護者</p> <p>【人数】親子30～40組</p> <p>【内容】 ○季節の食材を使ったおやつや伝統食のおよつの試食提供 ○レシピの紹介 ○食材や食文化に関するワンポイントアドバイス ○食育の日(毎月19日)の普及啓発</p>

取組の名称	保育所での食育の取組(こども課)
取組内容	<p>1. 体験活動を通じた食への理解の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭で季節の野菜を栽培し、葉物野菜が虫に食べられることや果実の付きかた等を観察した。 ・児童が園庭の畑で栽培、収穫した野菜を給食に取り入れることや、毎月1回のお楽しみクッキングを実施した。(柏餅、カレー、ピザ、いも満月、お餅つき等) ・七夕祭りでは、園庭で収穫した夏野菜をお供えた。 ・すだちや梅を使って、ジュースを作った。 ・散歩に行った際に収穫したよもぎを使って、よもぎ団子を作った。 ・地域の方の畑で、いも掘りを体験した。 ・年長児が、クリスマスケーキのデコレーションをした。 ・餅つきを行い、丸餅や餅花、鏡餅を作った。 ・黒米の田植えや稲刈りを体験し、収穫の際には釜で炊き、おにぎり作りをした。 ・「お弁当を作ろうの日」は、子どもたちが絵本のようにお弁当箱におにぎりやおかずを詰めた後、みんなで味わった。 <p>2. 健全な食生活を実践する力の育成を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の展示食を通じて、保護者に対して、その日の献立や栄養のバランス等を情報提供した。 ・展示食の近くに、その日の給食に使用した食品を赤・黄・緑のグループ分けをして掲示し、食への関心を高めた。 ・紙芝居やパネルシアターを通して、「好き嫌いをなく食べよう」「朝ごはんはしっかり食べよう」等の啓発を行った。 ・食育だよりを発行した。

取組の名称	保育所での食育の取組(こども課)
取組内容	<p>3. 食に関する講演会や給食試食会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を招いて、子どもと一緒におやつ試食会やおにぎり教室を開催した。 ・地域の方にご協力いただいて、羽釜で古代米等を炊き、DVD を見ながら、和食の大切さを保護者や子どもに話した。 ・とくしま食育推進研究会の方に食事バランスについて、手の5本指を使ったお話や、クイズ、ダンスをして、食育について楽しく学んだ。 ・家庭でも栄養のバランスを考えてもらう機会をつくるため、保育所給食で好評だった献立のレシピを提供した。

取組の名称	食育月間を除く4月～12月の取組(学校教育課)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○阿南市学校食育推進チーム研修会を開催(年2回)した。 ○阿南市学校食育推進委員会研修会を実施(8月開催)した。 <p>食育全体計画についての研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○阿南市学校食育パワーアップ作戦を全小中学校で実施した。(小学2年、4年、中学1年を対象) ○夏の研修会を経て、食育全体計画の見直しを各校で次年度に向けて行っている。 ○保護者対象に給食試食会を行い、栄養教諭(栄養職員)が食育に関する講話等を行った。

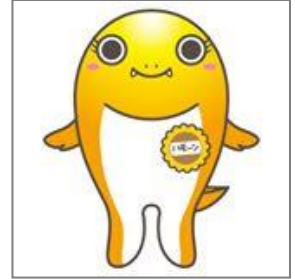
【4】平成27年度「食育の日普及啓発実績」

取組の名称	「食育の日」の普及啓発—小・中学校での取組(学校教育課)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○給食の献立に地場の産物を活用している。(はも、チンゲンサイ等) ○10月には、徳島ビビンバ丼(高校生が考案したメニュー)を献立に取り入れた。 ○毎月19日に掲示資料を作成し、各学級に配布している。 ○1月には、地場産物チンゲンサイとその料理方法を紹介した。 ○毎月19日には、各校の校内放送で食に関する内容を放送している。

【5】あなん井について

平成26年10月から、阿南商工会議所青年部が、郷土料理創造プロジェクトとして、日本一の漁獲高を誇る鱧を身近な食材として楽しみ、阿南＝鱧と言えるよう、「鱧」「しいたけ侍」等、阿南の豊かな食材をつかった「あなん井」を認定（平成27年12月時点では、28店舗、鱧丼17品、創作丼13品を認定）し、店舗に「認定書」と「のぼり」を贈呈しました。

また、PR冊子「あなん井BOOK」は、第4号まで発行され、あなん井を応援するマスコットキャラクター「ハモン（右図）」も登場しました。このほか、全店舗を回ってスタンプを集めると豪華景品がもらえるスタンプラリーを行いました。



◆鱧治部煮あなん井◆



◆ヘルシー三色ハモあなん井◆



◆ハモかつあなん井◆



◆ハモ天あなん井定食◆



◆ハモ天玉子とじあなん井◆

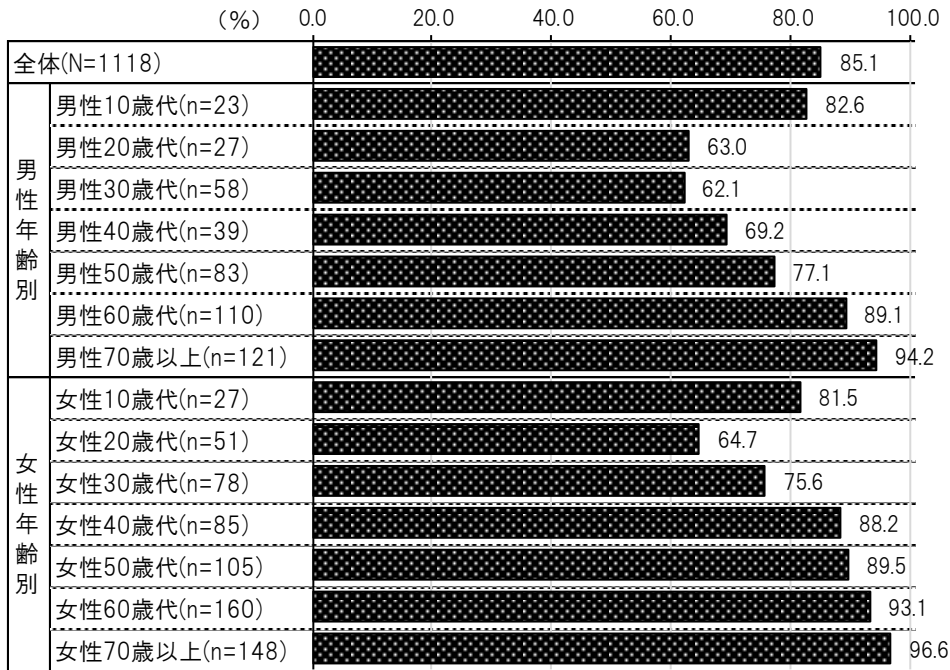


◆ハモ天あなん井◆

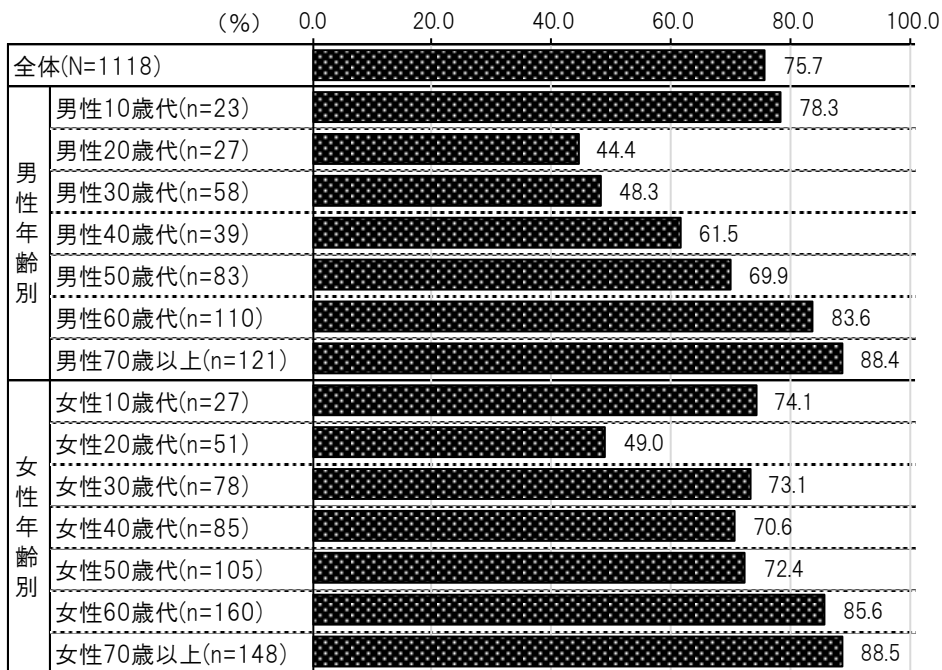


【6】阿南市健康意識調査結果（性・年齢別クロス集計）

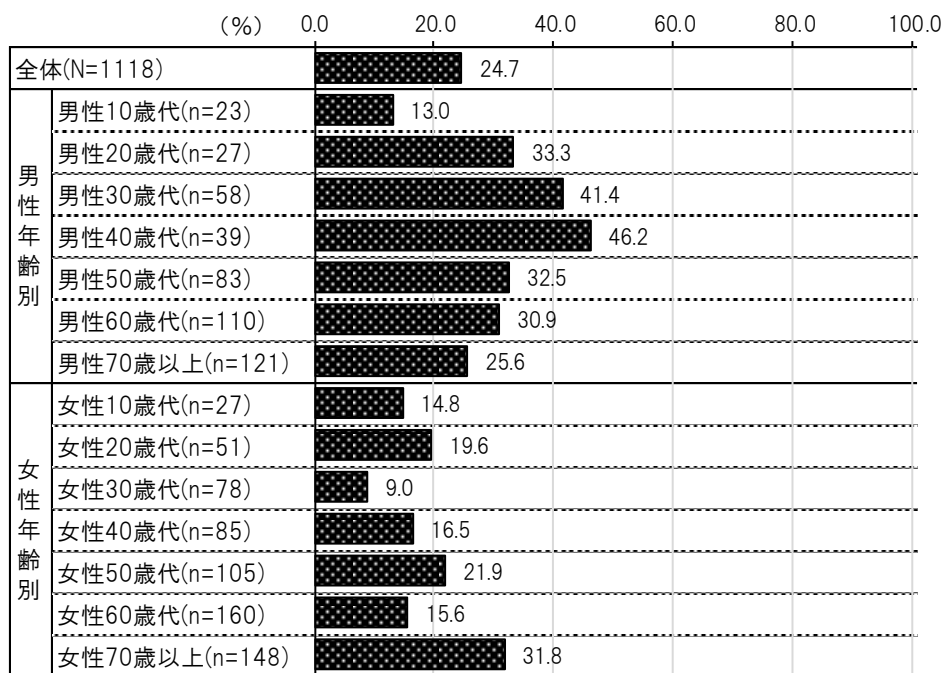
1. 朝食を「毎朝食べる」割合



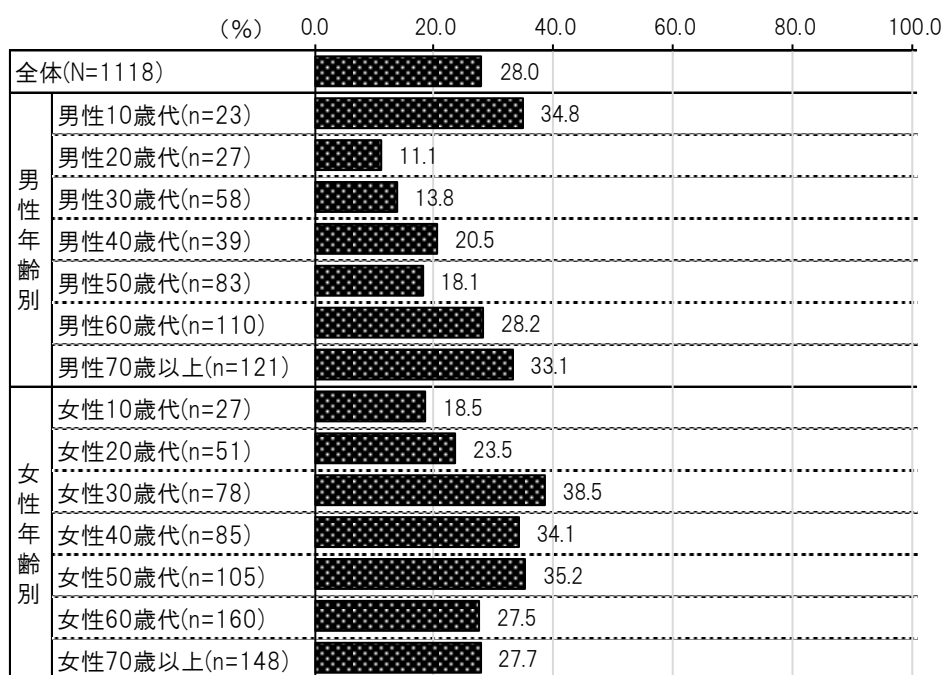
2. 1日3食規則正しく摂取している割合



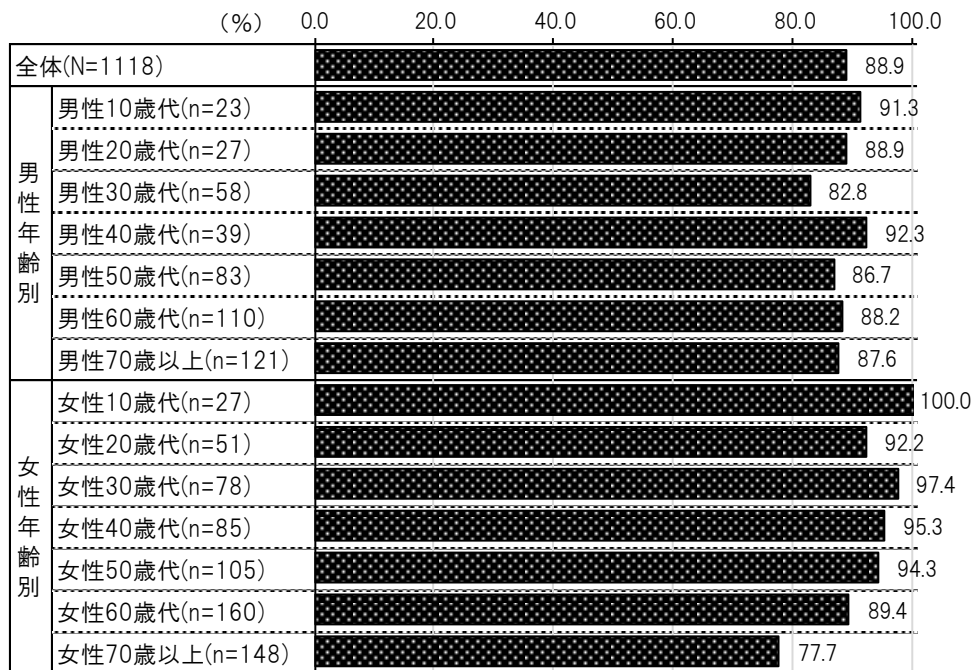
3. 週3回以上就寝前2時間以内に食事をする割合



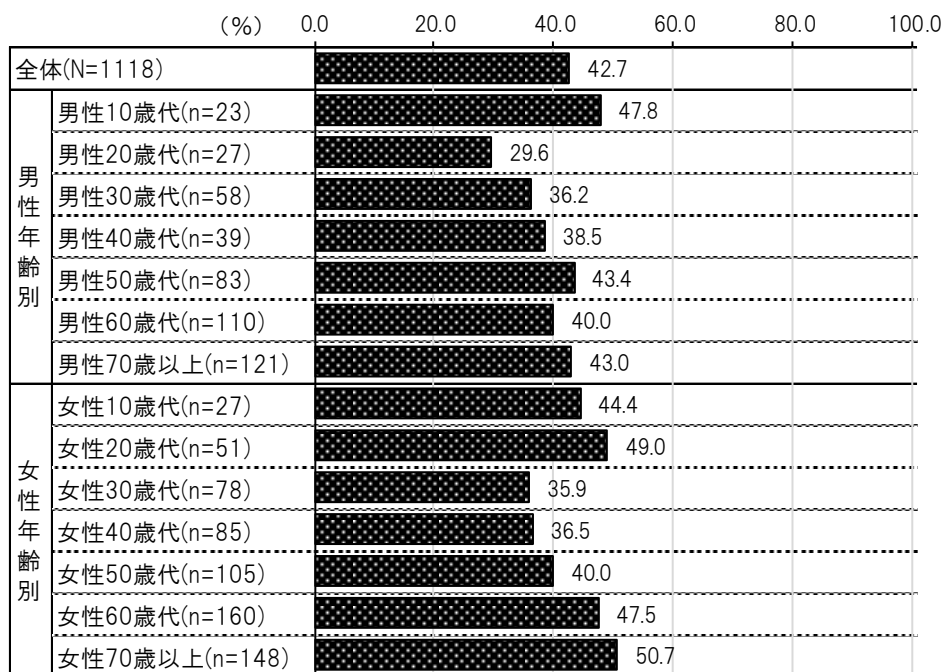
4. 栄養バランスを「考えて食事をしている」割合



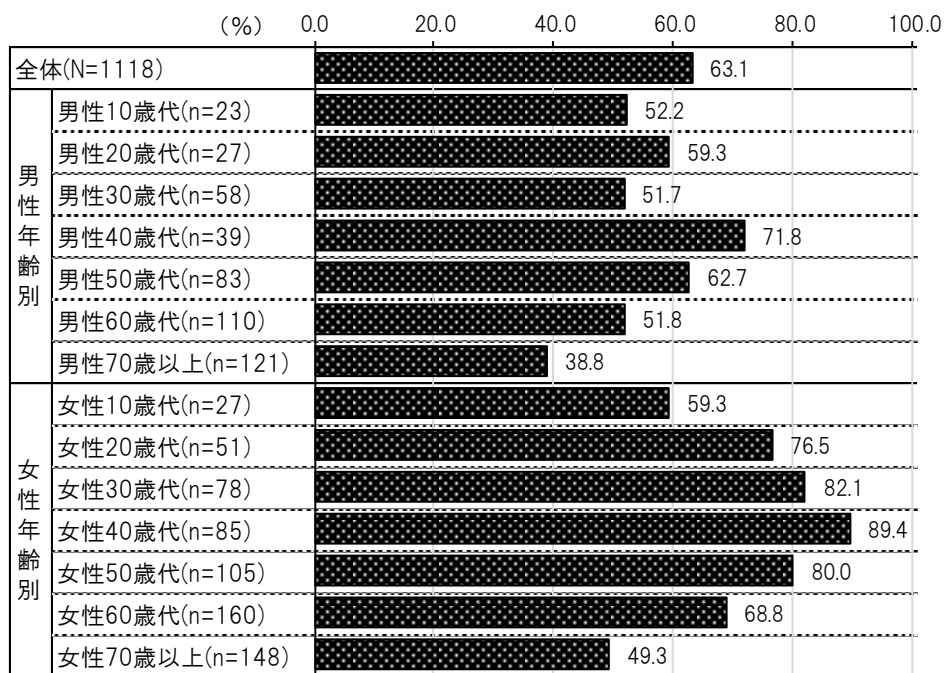
5. 1日に最低1食は食事を共にする家族や友人がいる割合



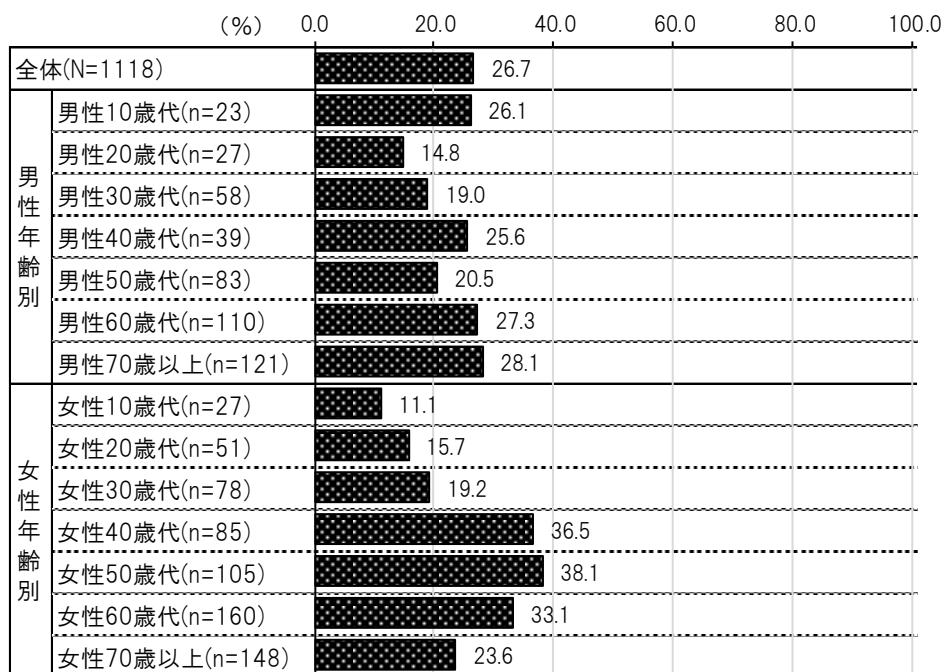
6. 1日に最低1食は30分以上かけて食事する割合



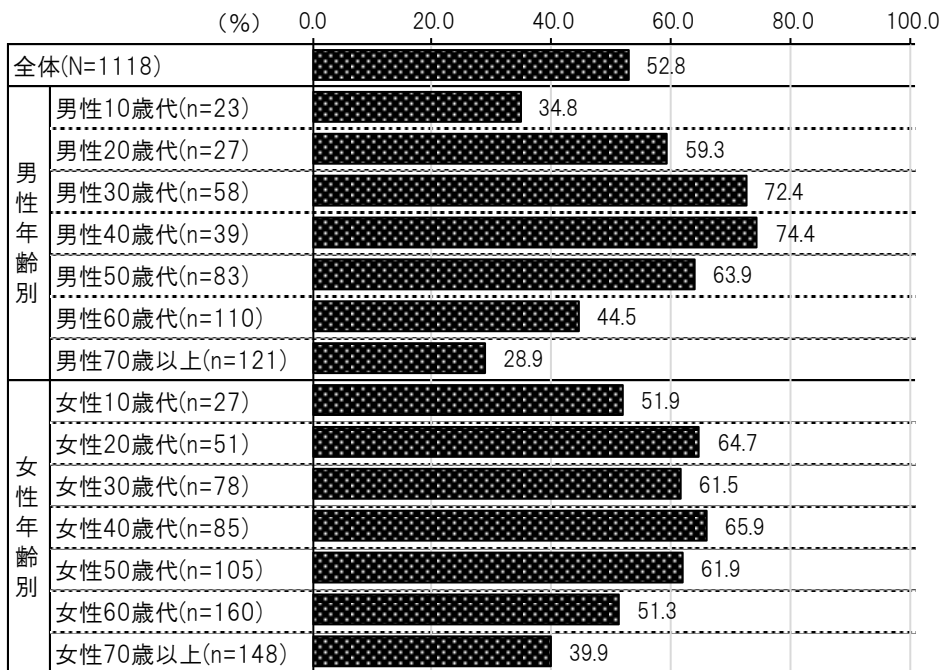
7. 栄養成分表示のことを知っている割合



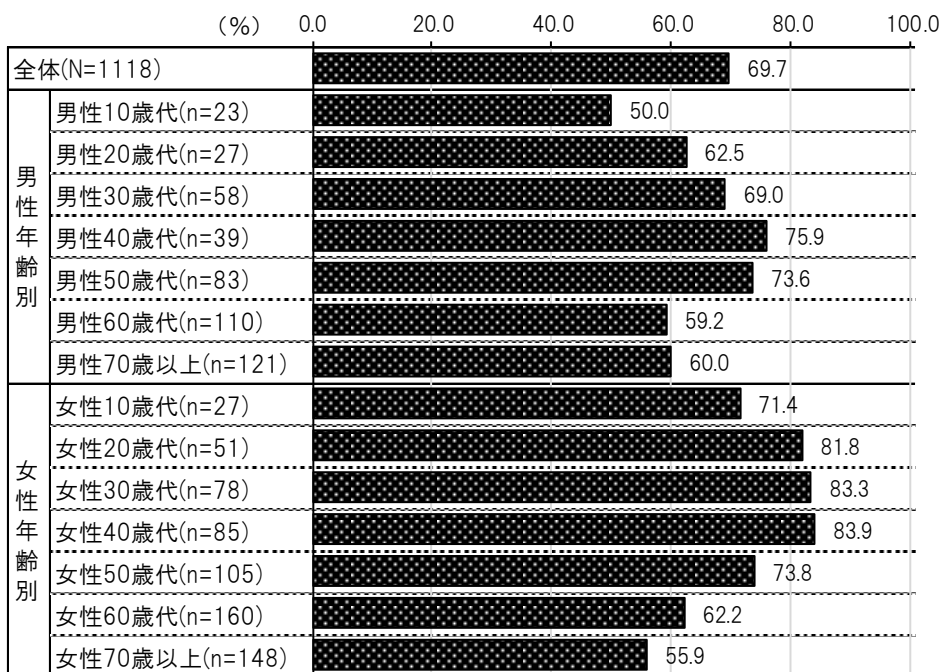
8. 適正体重を維持できる食事量の認知



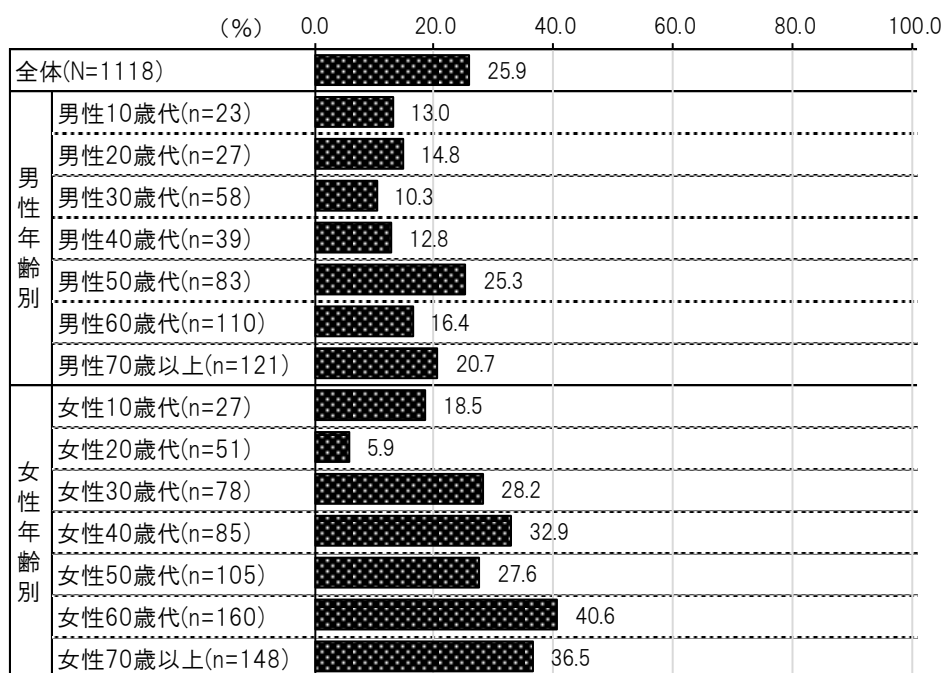
9. 自分の食生活に「問題がある」と感じる割合



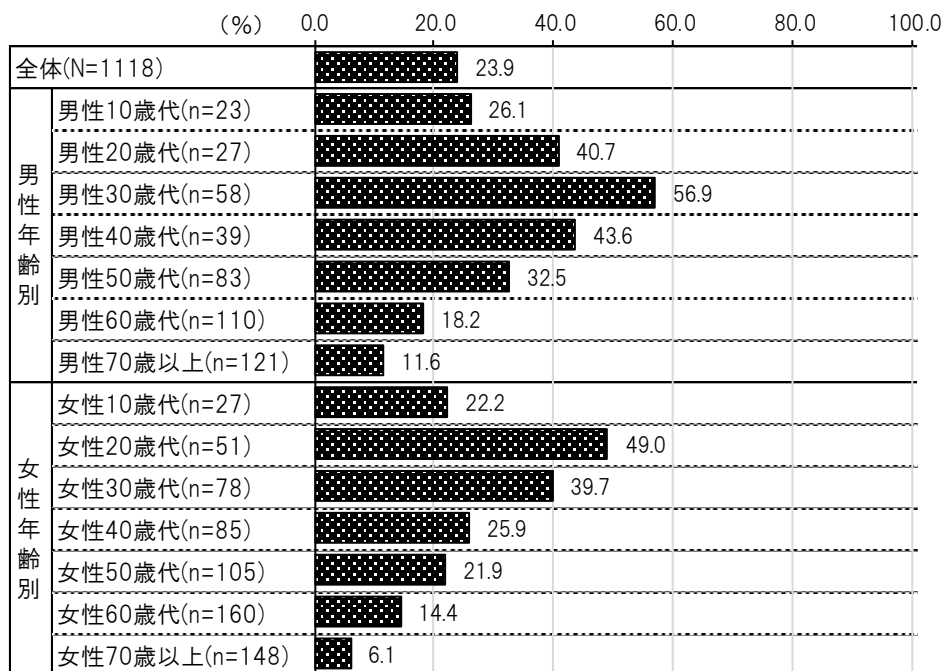
10. 今後の食生活を「今より良くしたい」と感じる割合



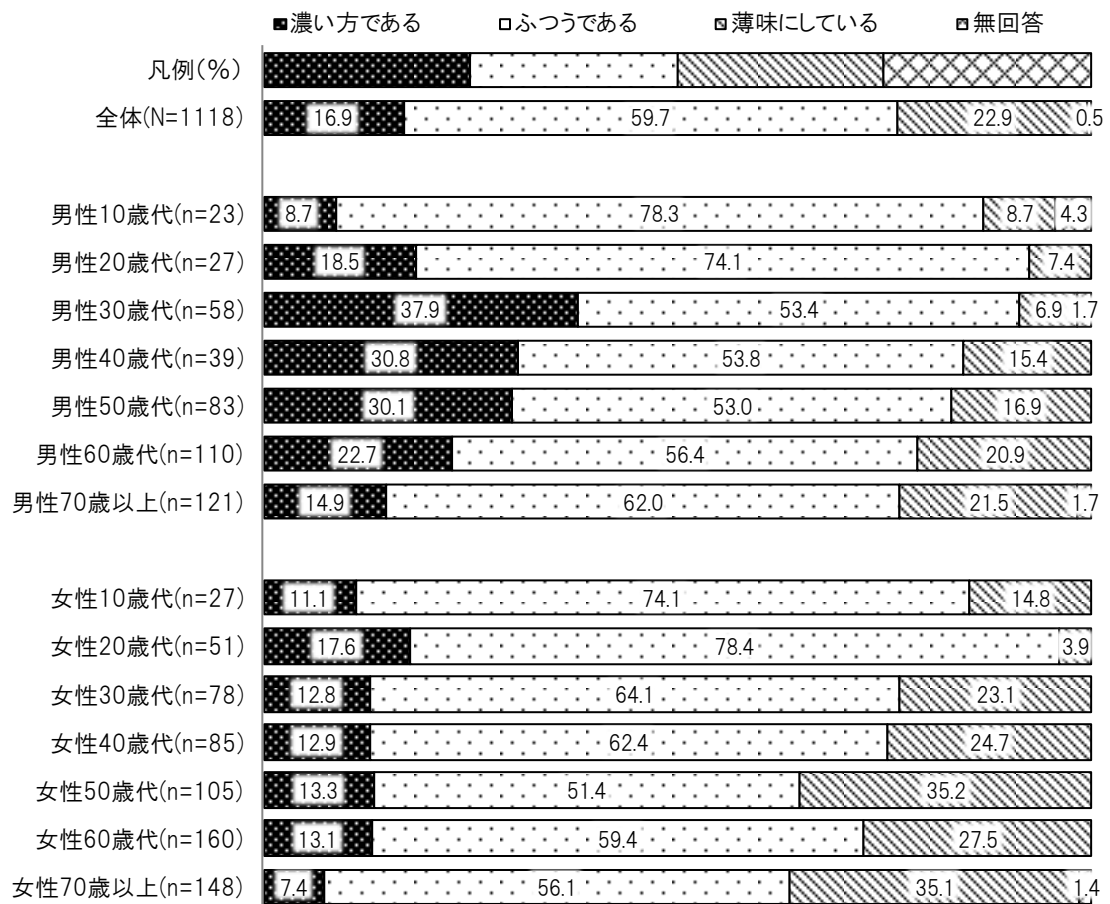
11. 健康や栄養に関する催しへ「参加している」「参加したことがある」合計の回答割合



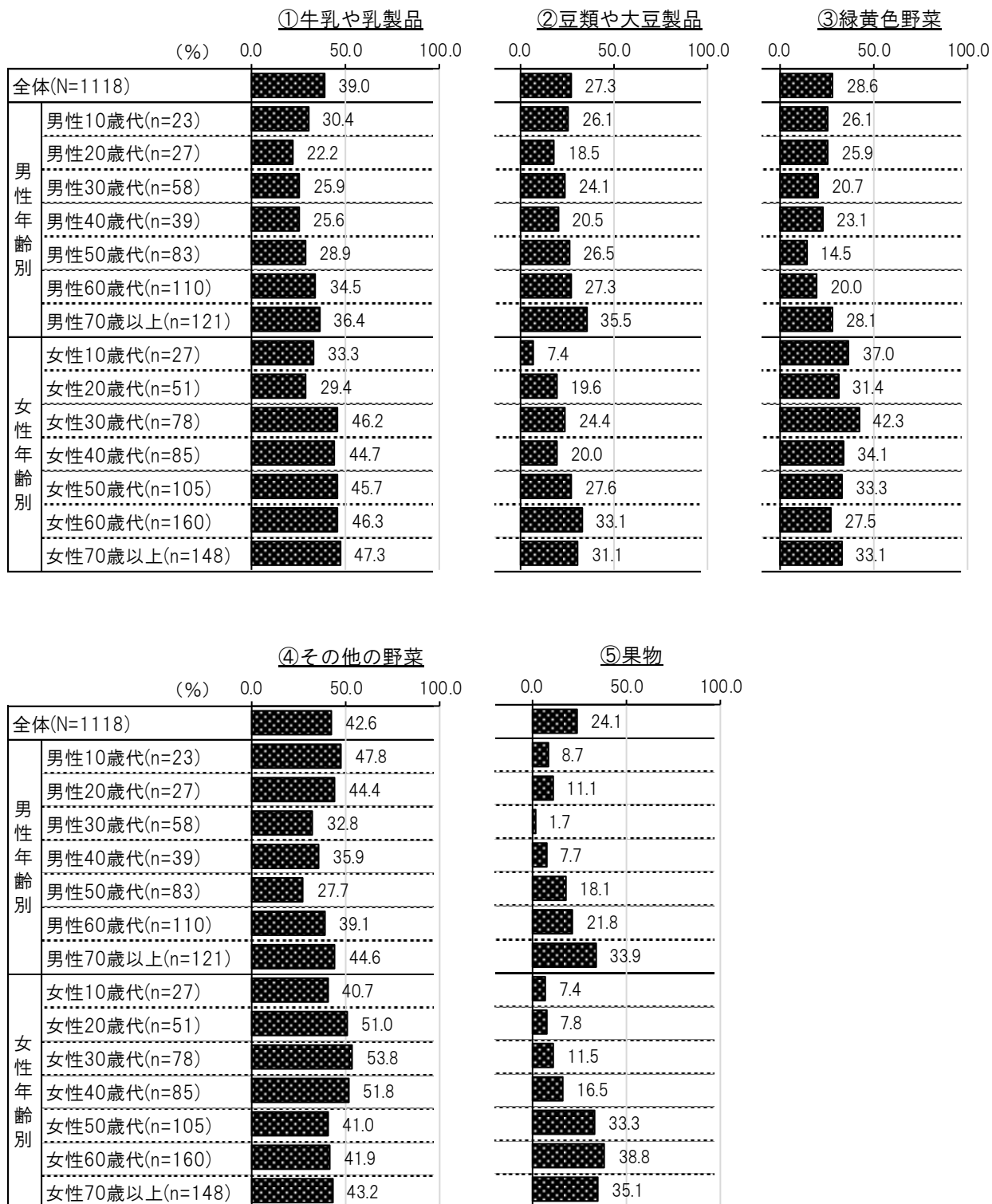
12. 脂肪分の多い食事を「好んで食べる」割合



13. 塩味の好みについて



14. 製品別摂取状況「ほぼ毎日とる」割合



【7】食育基本法

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二十七年九月一一日法律第六十六号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十七年九月十一日法律第六十六号 (未施行)

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢

献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項 に規定する特命担当大臣であつて、同項 の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号 に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三 に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第2次阿南市食育推進計画

発行年月 平成 28 年 3 月

発 行 阿南市 保健センター

〒774-0030

徳島県阿南市富岡町北通 33 - 1 (ひまわり会館内)

TEL 0884-22-1590

FAX 0884-22-1894

E-mail : hocenter@city.anan.tokushima.jp
